市・県民税データパンチ等業務委託仕様書及び作成要領

この仕様書は、市・県民税イメージデータ作成及びデータパンチを委託するにあたり、本委託契約書に定めるほか、個人情報及び情報セキュリティ対策の取扱について定めるとともに、和歌山市（以下「本市」）と本業務の受託者（以下「受託者」）の本委託業務の業務内容を定めることを目的とする。

1　委託内容

各種帳票のイメージデータの作成及び作成入力帳票に記載されたデータをパンチ入力し、外部記憶媒体（CDR 等）に記録して納品する。なお、使用する外部記憶媒体の種類は、協議の上決定するものとする。

2　資料の種別及び年間見込件数

※件数については、前年実績を参考に作成したものであり、変動する場合がある。

（1）～（3）イメージデータ作成（スキャニング）が必要。

（1）給与支払報告書

資料種別	資料様式名	見込件数
３０１	給与支払報告書(総括表)	73,000
	給与支払報告書(個人明細書)	

（2）公的年金支払報告書

資料種別	資料様式名	見込件数
５０１	年金支払報告書(個人別明細書)	200

（3）住民税申告書

資料種別	資料様式名	見込件数
２０１	住民税申告書	6,000

（4）イメージデータ作成（スキャニング）は不要。

（4）確定申告書（ＫＳＫ第二表）

資料種別	資料様式名	見込件数
１０３	確定申告書　ＫＳＫ第二表	9,000

３　各資料のイメージデータ作成とパンチデータ作成方法

（１）共通事項

ア　本市が規定する機能を備えたスキャナーにより、本市が規定する採番方法に則り、本市より受領したすべての資料について、スキャニング及び資料番号の採番（打番）を行うこと。資料への印字は赤色で鮮明に行うこと。

イ　スキャニングは資料受領時の並び順どおりに行い、資料返却時も元の並び順のままで返却すること。

ウ　バッチ表紙記載の資料枚数とスキャニング枚数（ナンバリング）が一致しない場合は、スキャニングに漏れがないことを確認すること。

エ　資料に付箋や裏面貼付等がありスキャニングが行えない場合は、業者連絡票に記入し添付して納品すること。

オ　スキャニングに漏れがあった場合は、漏れた分の資料を引き抜き、バッチ最終に追加してスキャニングし、業者連絡票に記入し添付して納品すること。

カ　記載数値の判読不能等の理由によりパンチができない場合は、その理由やその他連絡事項を業者連絡票に記入し報告すること。業者連絡票に代わるデータによる報告でも可能とする。報告媒体については、個別に納入する必要はなく、同一回のパンチデータ等と同じ納品媒体にフォルダを分けて格納しておくこと。上記エ・オの場合も同様とする。

キ　多量のミスが出た場合は、和歌山市に連絡して指示を求めること。

ク　画像ファイルは、本市が規定する規格に則った画像形式で作成し、採番した資料番号をそのままファイル名とすること（「3010000000001.jpeg」など）。

ケ　その他のファイル仕様等については、別紙「データ仕様一覧」を参照のこと。

コ　各帳票の入力項目レイアウトについては別紙「パンチレイアウト仕様書」のとおりとする。ただし、制度改正等に伴うシステム改修により、年度途中で入力項目及び資料パンチ仕様書の追加や変更があることを前提とする。

（２）給与支払報告書（総括表及び個人明細書）

ア　受渡し資料の構成

順番	資料	備考
0	バッチ表紙 ※イメージデータ作成・打番不要	白色厚紙　A5 サイズ １バッチにつき１枚
1	総括表　A 社	１枚
2	A 社内個人明細書	１枚～複数枚
3	総括表　B 社	１枚
4	B 社内個人明細書	１枚～複数枚
…	以下、同様	

上記の順番で資料が並んでいる。複数の給与支払者分で１束のバッチを構成しており、資料はすべて片面資料である。裏面に何らかの印刷・記載があったとしても処理の必要はない。

イ　イメージデータ作成（スキャニング）と資料番号の採番（打番）

バッチ内すべての資料について、スキャニング及び資料番号の採番（打番）を行うこと。

スキャニング漏れがあった場合、漏れのあった事業所のスキャン済の全てのイメージと資料番号の削除を行い、事業所全て（総括表を含む）をバッチの最後に持ってきて再スキャン及び資料番号の再打番を行うこと。

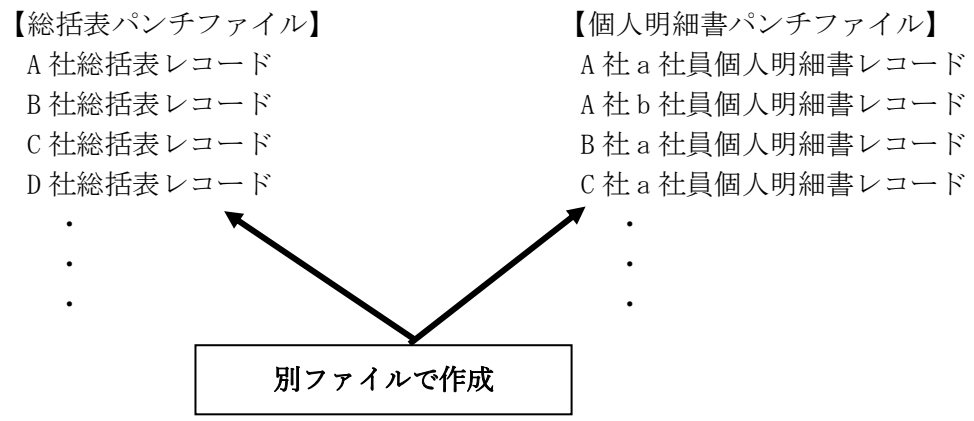
印字位置は各資料の左上（左端３㎝から印字）とすること。資料サイズの違いにより、位置が多少前後左右することは支障ない。

ウ　パンチデータの作成

帳票レイアウト及びパンチレイアウトは、株式会社リードコナン製の申告支援システム（税務ＬＡＮ®）のパンチ仕様に準拠する。詳細は別紙「パンチレイアウト仕様書_総括表」及び「パンチレイアウト仕様書_給報・年報」を参照のこと。

先頭の総括表に記載の事業所番号（指定番号）と当該総括表に採番（打番）される資料番号は、後続の個人明細書の全レコードへのパンチが必須となっており、「A 社総括表→A 社内個人明細書 a、b、c・・・」、「B 社総括表→B 社内個人明細書 a、b、c・・・」の順で連続パンチすると想定されるが、総括表と個人明細書で別々にパンチデータファイルを作成する必要があるため、パンチプログラムの設計上で十分に考慮すること。

（概略図）


【総括表パンチファイル】
A社総括表レコード
B社総括表レコード
C社総括表レコード
D社総括表レコード
・
・
・
【個人明細書パンチファイル】
A社a社員個人明細書レコード
A社b社員個人明細書レコード
B社a社員個人明細書レコード
C社a社員個人明細書レコード
・
・
・
別ファイルで作成

（３）公的年金支払報告書

ア　受渡し資料の構成

順番	資料	備考
0	バッチ表紙 ※イメージデータ作成・打番不要	白色厚紙　A5 サイズ １バッチにつき１枚
1	総括表　公的年金等支払事業所 A 社 ※総括表パンチファイル作成不要	１枚
2	A 社内個人明細書	１枚～複数枚
3	総括表　公的年金等支払事業所 B 社 ※総括表パンチファイル作成不要	１枚
4	B 社内個人明細書	１枚～複数枚
…	以下、同様	

上記の順番で資料が並んでいる。複数の年金支払者分で１束のバッチを構成しており、資料はすべて片面資料である。裏面に何らかの印刷・記載があったとしても処理の必要はない。

イ　イメージデータ作成（スキャニング）と資料番号の採番（打番）

個人明細書のスキャニング及び資料番号の採番（打番）を行うこと。総括表のスキャニング及び資料番号の採番（打番）は不要。

印字位置は各資料の左上（左端３㎝から印字）とすること。資料サイズの違いにより、位置が多少前後左右することは支障ない。

ウ　パンチデータの作成

帳票レイアウト及びパンチレイアウトは、株式会社リードコナン製の申告支援システム（税務ＬＡＮⓇ）のパンチ仕様に準拠する。詳細は別紙「パンチレイアウト仕様書_給報・年報」を参照のこと。

総括表パンチファイルの作成は不要だが、先頭の総括表に記載の事業所番号（指定番号）と当該総括表に採番（打番）される資料番号は、後続の個人明細書の全レコードへのパンチが必須となっている。

（４）住民税申告書

ア　受渡し資料の構成

順番	資料	備考
0	バッチ表紙 ※イメージデータ作成・打番不要	A4 サイズ １バッチにつき１枚
1	住民税申告書Ａ　（両面）	１枚
2	住民税申告書Ｂ　（両面）	１枚
…	以下、同様	

上記の順番で資料が並んでいる。複数の住民税申告書で１束のバッチを構成しており、すべて両面資料である

イ　イメージデータ作成（スキャニング）と資料番号の採番（打番）

申告書裏面を含むすべての資料について、スキャニングによりイメージファイルを作成すること。

申告書裏面への資料番号の印字は省略可とする。

ただし、申告書裏面についても、採番された資料番号をファイル名としたイメージファイルの作成は必須であるため、スキャニング方法とパンチプログラムの設計において十分に考慮すること。印字位置は各資料の左上の余白部分とすること。

【採番・打番の例】

① 住民税申告書Ａ（オモテ）　→　資料番号「2010000000001」を採番＆打番
イメージファイル名「2010000000001.jpeg」

② 住民税申告書Ａ（ウラ）　→　資料番号「2010000000002」を採番
打番は省略可
イメージファイル名「2010000000002.jpeg」

③ 住民税申告書Ｂ（オモテ）　→　資料番号「2010000000003」を採番＆打番
イメージファイル名「2010000000003.jpeg」

④ 住民税申告書Ｂ（ウラ）　→　資料番号「2010000000004」を採番
打番は省略可
イメージファイル名「2010000000004.jpeg」

・
・
・

【上記例におけるパンチ項目「ＫＩＤ０１～ＫＩＤ１０」のパンチ方法】

① 住民税申告書Ａ　→　（ＫＩＤ０１）2010000000001.jpeg
（ＫＩＤ０２）2010000000002.jpeg
（ＫＩＤ０３～１０）スキップ

② 住民税申告書Ｂ　→　（ＫＩＤ０１）2010000000003.jpeg
（ＫＩＤ０２）2010000000004.jpeg
（ＫＩＤ０３～１０）スキップ

ウ　パンチデータの作成

帳票レイアウト及びパンチレイアウトは、株式会社リードコナン製の申告支援システム（税務ＬＡＮ®）のパンチ仕様に準拠する。詳細は別紙「パンチレイアウト仕様書_確申・住申」を参照のこと。

（５）確定申告書（KSK 二表）

ア　受渡し資料の構成

国税連携システムより受信されたＫＳＫデータから、確定申告書二表のイメージデータ（ＴＩＦ形式）のみを抽出し、本市より印刷し提供する。

イ　イメージデータ作成（スキャニング）と資料番号の採番（打番）

KSK 二表においては、資料番号採番済の資料を本市から提供するため、本作業の実施は不要である。

ウ　パンチデータの作成

帳票レイアウト及びパンチレイアウトは、株式会社リードコナン製の申告支援システム（税務ＬＡＮ®）のパンチ仕様に準拠する。詳細は別紙「パンチレイアウト仕様書_確申・住申」を参照のこと。

４　課税資料及び成果物の受け渡し

（１）帳票の受渡し・返却

ア　帳票の受渡し・返却は、和歌山市役所本庁舎２Ｆ　市民税課にて行う。帳票はケースに格納し、施錠のうえ運搬すること。（ケースは受託者が用意する。）

イ　課税資料は本市で資料種別ごとにバッチを作成し受け渡しを行う。

（２）パンチデータ・イメージデータの納品

ア　パンチデータ・イメージデータは、和歌山市役所本庁舎２階　市民税課へ納品する。パンチデータ・イメージデータはケースに格納し、施錠のうえ運搬すること。（格納する外部記憶媒体（CDR 等）・ケースは受託者が用意する。）

イ　データファイルごとにパスワードを設定すること。

ウ　パンチデータ・イメージデータは、電子媒体の損傷や故障により読込みできない場合に備え、バックアップを作成しておき、本市からの指示により直ちに再度納品できる体制を確保すること。

エ　別途「パンチレイアウト仕様書」に基づき確実にデータを作成することであるが、ミスパンチ分は受注者の負担において再パンチし、正確なデータを納品すること。

（３）受け渡し資料一覧

下表のとおりとする。

	パンチデータ送付書	課税資料（バッチ）	ＣＤＲ等	和歌山市連絡票（※１）
【和歌山市→受注者】	○	○	×	○

（※１）パンチ等に関する指示事項がある場合、指示内容を記入して添付する。

	納品書	課税資料（バッチ）	ＣＤＲ等	業者連絡票（※２）
【受注者→和歌山市】	○	○	○	○

（※２）パンチできない場合その理由やその他連絡事項がある場合、内容を記入して添付する。

5　業務スケジュール、パンチテスト

（１）業務スケジュール

ア　令和９年１月から令和９年３月末までの期間は、週に２回程度の帳票の受渡し及び納品。

イ　令和９年４月から令和９年１２月末までの期間は、月に１回程度の帳票の受渡し及び納品。

※　ア、イ共に具体的な日程については、協議のうえ決定する。
なお、特段の事情がある時は和歌山市と受注者で協議のうえ日程変更できるが、原則として業務日程表に従い、各納期を遵守して納品すること。

（２）業務テスト

毎年 12 月頃に業務テストを実施すること。ただし、本市税務システムの更改や大規模な税制改正等があった場合は、本市と受注者で協議のうえ、任意の時期に業務テストを行うことができるものとする。

6　使用する機器の要件等について

（１）スキャナー等機器の設置

使用するスキャナー及びイメージファイル保管用のパソコン等の機器については、以下の性能を満たすものを受注者の負担において準備すること。

和歌山市役所内での作業を希望する場合についても同様に、以下の性能を満たす機器を受注者の負担において準備し、和歌山市が指定する場所（和歌山市パンチ室）に設置すること。

ア　スキャニングした帳票表面（左上指定位置）に資料番号の印字（ナンバリング）が可能であるもの

イ　取り込んだイメージ画像に、資料番号（13 桁）のナンバリング（赤色）が可能であるもの

ウ　サイズや紙厚の異なる書類の混在処理が可能であるもの

エ　給与支払報告書等の薄紙、角等に多少の破損があるもの、折り目が付いているもの等についても、安定した搬送が可能であるもの

オ　最高解像度 300dpi 以上の性能があり、スキャニングごとに 200dpi、300dpi の設定が可能であるもの

カ　標準的な画像フォーマット（TIFF・JPEG・PNG）により白黒、グレースケール及びカラー画像の取得が可能であるもの

キ　両面読み取りが可能であるもの

ク　自動給紙機能、重送検知機能（透過光式、超音波式など）を搭載しているもの

（２）機器管理上の留意事項等

ア　作業用スキャナー・パソコン等の機器の調達、設置及びその取り扱いは受注者が行うこと。

イ　機器の設置期間は委託期間とする。

ウ　資料番号を印字するインク等スキャナーの性能を維持する消耗品等、業務に要する備品などについては、すべて受注者が負担すること。

エ　和歌山市役所内で作業を行う場合は、作業場所の鍵の管理等、作業における必要な事項は、和歌山市と協議すること。

オ　機器の故障等のトラブルにより処理を停止した場合は、すみやかに機器の修理を手配するとともに、必要に応じて受注者の負担において代替機を準備して処理を再開し、納期については遵守すること。

７　情報セキュリティ対策

受託者は、情報セキュリティ対策の実施状況について、報告書を提出すること。

８　個人情報の取扱い

受託者は、個人情報の取扱い状況について、業務期間内に一度以上チェックを行い、業務完了後に報告書を提出すること。

９　データの消去

受託者は、業務完了後、作成及び複製した全データを消去し、消去した日付等を記載した報告書を提出すること。

１０　委託金の請求件数

各帳票の請求件数は、「1 枚で 1 件」（イメージデータ作成（スキャニング）及びパンチデータ作成を含む）とする。ただし、給与支払報告書及び年金支払報告書については、個人別明細書 1 枚を 1 件とし、総括表は件数に含めない。

１１　受託者は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会におけるプライバシーマーク制度の認定又はこれと同等以上の資格を取得していること。

１２　この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて本市と受託者にて協議するものとする。

１３　疑義の質問について

入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。質問事項は文書で担当課長あて提出すること。

締切日は入札日（入札日は含まない。）より５日前（ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日になる場合はその前日とする。）の１７時までとする。

なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市のホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

データ仕様一覧

和歌山市市民税課

	資料番号採番ルール			パンチデータの仕様		画像データの仕様				
	固定文字列 7桁	連番 6桁	備考	ファイル名	ファイル形式	DPI（※1）	カラー／白黒	ファイル名	ファイル形式	ファイル格納先フォルダ名称
給与支払報告書（総括表）	3010000	000001	連番（６ケタ）	「 **SOUKATSUXXXXXXXX.CSV** 」 XXXXXXXXは納品日(西暦8桁) (例)令和9(2027)年 2月1日 納品分 →SOUKATSU20270201.csv	csv	200以上	カラー	（13桁資料番号）.jpeg	jpeg	「 IM_SOUKATSUXXXXXXXX 」 XXXXXXXXは納品日(西暦8桁) (例)令和9(2027)年 2月1日 納品分 →IM_SOUKATSU20270201
給与支払報告書（個人明細書）				「 **KYUHOXXXXXXXX.CSV** 」 XXXXXXXXは納品日(西暦8桁) (例)令和9(2027)年 2月1日 納品分 →KYUHO20270201.csv	csv					「 IM_KYUHOXXXXXXXX 」 XXXXXXXXは納品日(西暦8桁) (例)令和9(2027)年 2月1日 納品分 →KYUHO20270201
年金支払報告書	5010000	000001	連番（６ケタ）	「 **NENKINXXXXXXXX.CSV** 」 XXXXXXXXは納品日(西暦8桁) (例)令和9(2027)年 2月1日 納品分 →NENKIN20270201.csv	csv	200以上	カラー	（13桁資料番号）.jpeg	jpeg	「 IM_NENKINXXXXXXXX 」 XXXXXXXXは納品日(西暦8桁) (例)令和9(2027)年 2月1日 納品分 →NENKIN20270201
確定申告書（KSK二表）	–	–	–	「 **KSKXXXXXXXX.CSV** 」 XXXXXXXXは納品日(西暦8桁) (例)令和9(2027)年 2月1日 納品分 →KSK20270201.csv	csv	–	–	–	TIF	–
住民税申告書	2010000	000001	連番（６ケタ）	「 **JYUSHINXXXXXXXX.CSV** 」 XXXXXXXXは納品日(西暦8桁) (例)令和9(2027)年 2月1日 納品分 →JYUSHIN20270201.csv	csv	200以上	カラー	（13桁資料番号）.jpeg	jpeg	「 IM_JYUSHINXXXXXXXX 」 XXXXXXXXは納品日(西暦8桁) (例)令和9(2027)年 2月1日 納品分 →JYUSHIN20270201

（※1）DPIについては、委託契約後、和歌山市と受注者で協議して決定する。なお、イメージデータの品質はパソコン画面上で検索ソフトを介して明確に判読でき、印刷時においても同様の判断が得られる状態であること。

データ形式

BIN(16)	マイナンバーエリアは内部で暗号化しているので、OCTETS形式で保持します（バイナリです）。**入力はANSIテキストにして下さい。**
ANSI	UTF8型のANSI文字だけのデータです。つまりは１バイト文字なのでSJISと同じではあります。大抵の場合固定長です。**入力はANSIテキストにして下さい。**
VARCHAR	UTF8型の漢字が入るエリアで、Null文字を許可します。UTF8型は４バイト文字までとなっています。**入力はマルチバイト文字にして下さい。**
VARCHAR	UTF8型のANSI文字が入るエリアで、Null文字を許可します。**入力はANSIテキストにして下さい。**
CHAR	UTF8型の漢字１文字データです。**入力はマルチバイト文字にして下さい。**
CHAR	UTF8型のANSI文字の１文字データです。**入力はANSI文字にして下さい。**
INTEGER	整数型(64bit)。入力はANSI文字にして下さい。**前ゼロ、前スペ可能です。**
DOUBLE	実数型。入力はANSI文字にして下さい。**前ゼロ、前スペ可能です。小数以下は４桁までです。金銭値もこれを使います。小数無し。**

パンチレイアウト仕様書_総括表

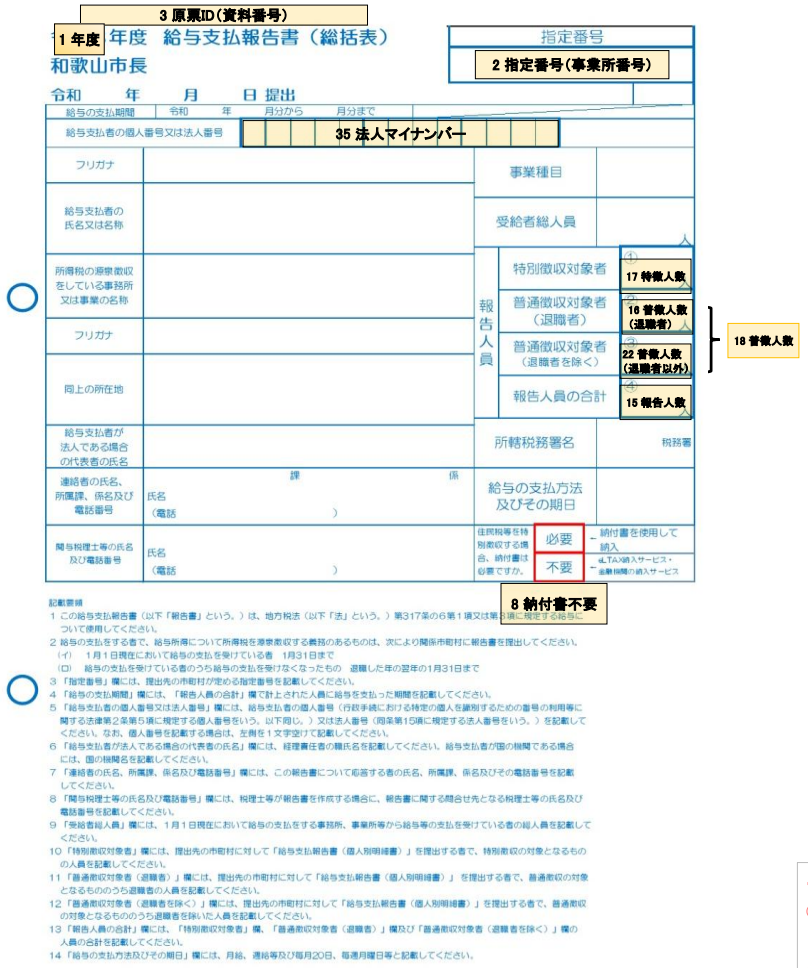
「○」パンチ項目。「－」はパンチ不要。

総括表
SOKA2IMG

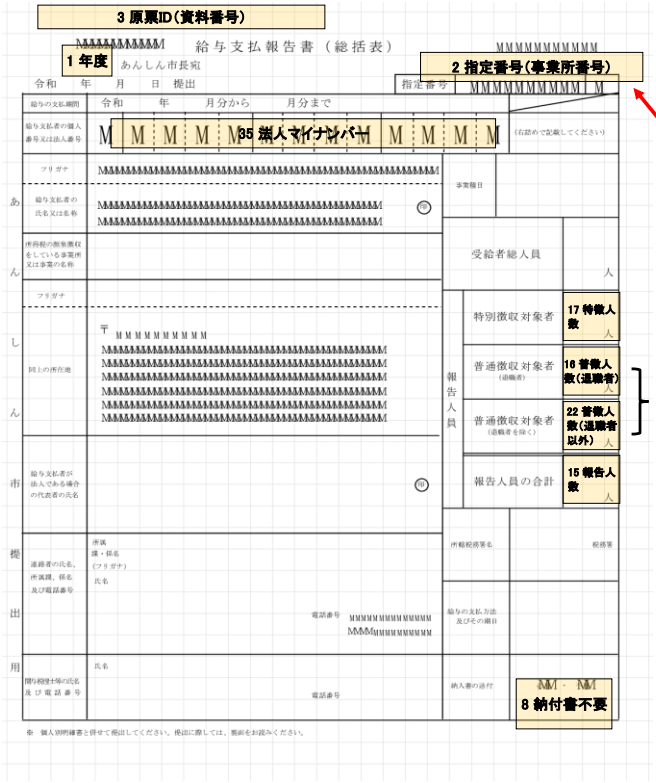
前年から変更あり

No	名称	パンチ項目	漢字名	型	最大文字数	形式	項目数	備考	和歌山市指示事項	対応年
1	NENDO	○	年度	UTF8	4	VARCHAR	1	必須	「2027」をパンチ（固定）	
2	JNO	○	指定番号（事業所番号）	UTF8	15	VARCHAR	2	検索に必要	前スペ右詰。 半角スペース５桁＋指定番号の有効桁数に前ゼロを付与し、合計10桁に設定してください。 （例：「　　0012345678」）	
3	JID	○	原票ＩＤ（資料番号）	UTF8	16	VARCHAR	3	検索に必要	資料番号をパンチ	
4	BIKOU	－	備考欄	**UTF8**	**100**	**VARCHAR**	4			
5	HASOSUMI	－	発送済	UTF8	1	VARCHAR	5	'1':済み		
6	UKESUMI	－	受付済	UTF8	1	VARCHAR	6	'1':済み		
7	JIHASO	－	次回発送	UTF8	1	VARCHAR	7	'1':発送		
8	NOFU	○	納付書不要	UTF8	1	VARCHAR	8	'1':不要	不要であれば「1」をパンチ、 必要あるいは空白の場合はパンチなし	
9	YOBIF1	－	前職合算有無	UTF8	1	VARCHAR	9	'1':有り		
10	YOBIF2	－	予約コード１	UTF8	1	VARCHAR	10	ユーザーカスタマイズ用		
11	TEIDATE	－	提出日	UTF8	8	VARCHAR	11			
12	SAIDATE	－	再提出日	UTF8	8	VARCHAR	12			
13	UKEDATE	－	受付日	UTF8	8	VARCHAR	13			
14	UKENIN	－	受給者人数	INTEGER	-	INTEGER	14			
15	HOUNIN	○	報告人数	INTEGER	-	INTEGER	15		報告人員の合計もしくは④に記載の数値をパンチ	
16	TAININ	○	普徴人数（退職者）	INTEGER	-	INTEGER	16		普通徴収対象者（退職者）もしくは②に記載の数値をパンチ	
17	TOKUNIN	○	特徴人数	INTEGER	-	INTEGER	17		特別徴収対象者もしくは①に記載の数値をパンチ	
18	FUNIN	○	普徴人数	INTEGER	-	INTEGER	18	[eLTAX連携時]TAININ+YOBNIN2	「16 普徴人数（退職者）＋22普徴人数（退職者以外）」の合計人数をパンチ 退職、退職以外の区別がない場合はここにパンチ	
19	ADTOKUNIN	－	特徴人数（追加）	INTEGER	-	INTEGER	19			
20	ADFUNIN	－	普徴人数（追加）	INTEGER	-	INTEGER	20			
21	YOBNIN1	－	普徴人数（乙欄）	INTEGER	-	INTEGER	21		パンチ不要	
22	YOBNIN2	○	普徴人数（退職者以外）	INTEGER	-	INTEGER	22		普通徴収対象者（退職者を除く）もしくは③に記載の数値をパンチ	
23	ZIP	－	郵便番号	UTF8	8	VARCHAR	23			
24	ADDR	－	住所	**UTF8**	**120**	**VARCHAR**	24			
25	ATENA	－	宛名	**UTF8**	**60**	**VARCHAR**	25			
26	RENTEL	－	連絡先	UTF8	14	VARCHAR	26			
27	TANTO	－	担当者	**UTF8**	**30**	**VARCHAR**	27			
28	UKETORI	－	特別徴収税額通知の受取方法	UTF8	1	VARCHAR	28	"1":「電子データ」、"2":「書面」、"3":「両方」		
29	EMAIL	－	通知先アドレス	**UTF8**	128	VARCHAR	29			
30	RECEIPTNO	－	受付番号	UTF8	14	VARCHAR	30			
31	XMLRENBAN	－	XML連番	UTF8	2	VARCHAR	31			
32	NOUZEIKANRI	－	納税者管理番号	UTF8	11	VARCHAR	32			
33	KAZEINO	－	課税番号	UTF8	11	VARCHAR	33			
34	HOJONO	－	補助番号	UTF8	11	VARCHAR	34			
35	JZEIKEY	○	法人マイナンバー	OCTETS	BIN(16)	BIN(16)	35		法人番号13桁又は個人番号12桁	
36	NOGIM	－	納税義務者ID	UTF8	11	VARCHAR	36			
37	YOBIF3	－	電子区分	UTF8	1	VARCHAR	37	' ':紙、'1':電子、'2':媒体		
38	YOBIF4	－	※予約	UTF8	1	VARCHAR	38	納付書区分原票値格納予定		
39	ZEIRISI	－	関与税理士氏名	UTF8	80	VARCHAR	39			
40	ZEIRISITEL	－	関与税理士電話番号	UTF8	14	VARCHAR	40			
41	QNEN	－	給報年金セレクト	UTF8	1	VARCHAR	41	" ","0":給報,"1":年金		
42	YOBIF5	－	予備５	UTF8	1	VARCHAR	42			
43	YOBIF6	－	予備６	UTF8	1	VARCHAR	43			
44	UKETORINGM	－	特別徴収税額通知の受取方法（納税義務者用）	UTF8	1	VARCHAR	44	"1":電子データ、"2":書面		
45	USER01	－	ユーザー定義項目１	UTF8	1	VARCHAR	45	※ユーザー側で自由に設定可能。		
46	USER02	－	ユーザー定義項目２	UTF8	1	VARCHAR	46	抽出用途等にご使用ください。		
47	USER03	－	ユーザー定義項目３	UTF8	1	VARCHAR	47			
48	USER04	－	ユーザー定義項目４	UTF8	1	VARCHAR	48			

給報総括表（和歌山市様式）



給報総括表（一般例）



一般分の総括表で送付されてきた場合、指定番号の欄が無い場合が想定されます。
その場合は、**赤字**で「2 指定番号(事業所番号)」の位置に補記を行いますのでパンチをお願いします。
なお、一般分の総括表は事業所により様々な形式で提出されることが想定されますのでご了承ください。

※報告人員について

①「18 普徴人数」は「16 普徴人数（退職者）,22 普徴人数（退職者以外）」の合計人数をパンチ

②下記の例の様に退職者・退職者以外の内訳がない場合は、「16 普徴人数（退職者）,22 普徴人数（退職者以外）」を使用せず「18 普徴人数」にパンチ

報告人員	
特徴	17 特徴人数
普徴	18 普徴人数
計	15 報告人数

パンチレイアウト仕様書_給報・年報

パンチ対象
給報のみ対象
年報のみ対象

給報・年金取り込み(給報エントリー用)

QHOIN.CSV

前年から変更あり

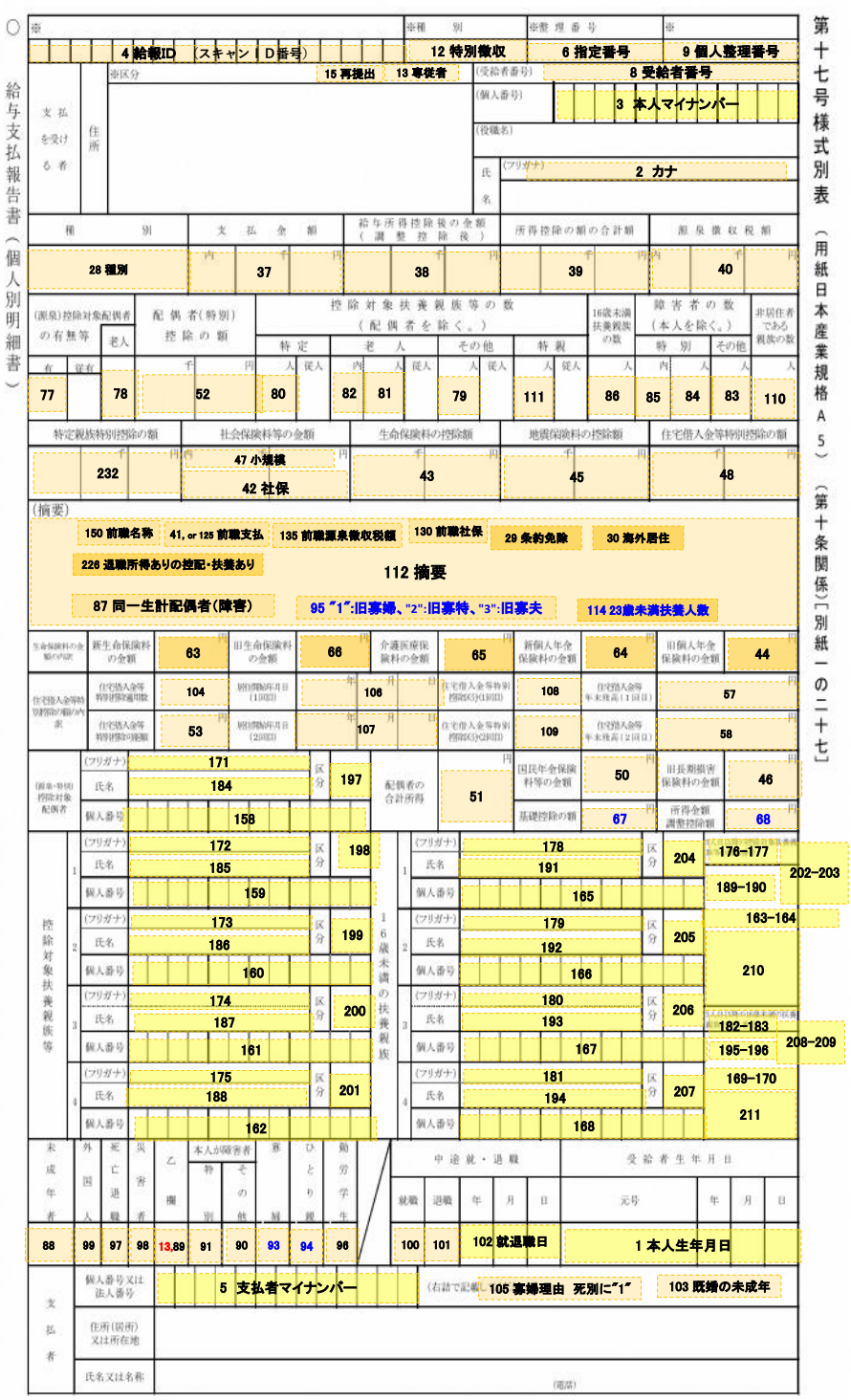
No	名称	IDX	ND	漢字名	型	内部バイト数	最大文字数	形式	項目数	備考１	和歌山市指示事項（給報）	和歌山市指示事項（年報）	給報パンチ	年金パンチ	※注意事項	対応年
1	BIRTH	1	1	生年月日	UTF8	8	8	VARCHAR	1	"0"+和暦７桁	【必須】 1:明治、2:大正、3:昭和、4:平成、5:令和 （例：平成元年１月１日→ 04010101）		○	○		
2	KANA	2	1	カナ氏名	UTF8	100	100	VARCHAR	2	カナ氏名	【必須】 半角カナでパンチ ※姓名間は半角スペース１文字分をパンチ。 Vの記載があるときは半角スペースを入れる		○	○		
3	ZEIKEY	3	1	マイナンバー	OCTETS	12	12	BIN(16)	3	マイナンバー後ろスペース不要	【必須】（記載なき場合はこの限りでない）		○	○		
4	QID	4	1	給報ID（資料番号）	UTF8	16	16	VARCHAR	4	左詰、スキャン（パンチ）ID番号	スキャニングで付番した資料番号をパンチ		○	○		
5	JZEIKEY		1	支払事業者マイナンバー	OCTETS	**13**	12,13	BIN(16)	5	支払者マイナンバー（事業者・個人）	法人番号13桁又は個人番号12桁		○	－		
6	JNO		1	指定番号（事業所番号）	UTF8	15	15	VARCHAR	6	指定番号、前スペース右詰	総括表の指定番号（次の総括表まで同じ番号）をパンチ。 半角スペース５桁＋指定番号の有効桁数に前にゼロを付与し、合計１０桁に設定してください。 （例：「　　0012345678」）		○	○		
7	NAME		1	事業所名	UTF8	400	100	VARCHAR	7		給与・公的年金等支払者の氏名・名称をパンチ		○	○		
8	JUQ		1	受給者番号	UTF8	25	25	VARCHAR	8	左詰			○	－		
9	KOSEIRI		1	事業所内個人整理番号	UTF8	10	10	VARCHAR	9	システムで付番のため不要			－	－		
10	QNEN		1	給報年金セレクト	UTF8	1	1	VARCHAR	10	" ","0":給報,"1":年金	パンチ不要	「１」をパンチ	○	○		
11	YUSEN		1	優先フラグ	UTF8	1	1	VARCHAR	11	システムで判定のため不要			－	－		
12	TOKUCHO		1	特徴フラグ	UTF8	1	1	VARCHAR	12	" ","0":普徴,"1":特徴	以下の①②③いずれにも該当しない場合「１」をパンチ ①災害者に「９」 ②退職 ③乙欄		○	－		
13	SENQ		1	専給フラグ	UTF8	1	1	VARCHAR	13	" ","0":他給,"1":青専給(従前),"2":白専給(2013追加)	・摘要欄に「専従者」「青色専従者」「事業専従者」の記載があるとき「1」をパンチ ・乙欄に「９」が記載されている場合「１」をパンチ		○	－		
14	MUKOU		1	合算済み(再提出有り)	UTF8	1	1	VARCHAR	14	システムで判定のため不要			－	－		
15	SAITEI		1	再提出	UTF8	1	1	VARCHAR	15	" ","0":非該当,"1":再提出,(S区のみ"2"取消)	総括表または給報個人明細書の摘要欄に 「訂正」「修正」「差替」の記載があるとき「１」をパンチ		○	○		
16	JUTARU		1	従たる記載あり	UTF8	1	1	VARCHAR	16	" ","0":非該当,"1":該当			－	－		
17	ERRORF		1	予約（エラーフラグ）	UTF8	1	1	VARCHAR	17	システム予約			－	－		
18	ERRCODE1		1	予約（エラーコード１）	INTEGER	4		INTEGER	18	システム予約			－	－		
19	ERRCODE2		1	予約（エラーコード２）	INTEGER	4		INTEGER	19	システム予約			－	－		
20	ERRCODE3		1	予約（エラーコード３）	INTEGER	4		INTEGER	20	システム予約			－	－		
21	ERRCODE4		1	予約（エラーコード４）	INTEGER	4		INTEGER	21	システム予約			－	－		
22	CSVOUTF		1	予約（給報出力済フラグ）	UTF8	1	1	VARCHAR	22	システム予約			－	－		
23	TANERRF		1	予約（単票チェックエラーフラグ）	UTF8	1	1	VARCHAR	23	システム予約			－	－		
24	GASSANCODE		1	合算済み区分コード	UTF8	1	1	VARCHAR	24	"1":合算無記載無（他給を加算する方向に作動）※ "2":合算有記載無（前職給報を捜して無効にする作動） "3":合算有記載有（前職給報を捜して無効にする作動） "4":特徴に合算　（この給報は前職無効にされずに特徴に加算すべき給報として扱う。ある意味通常動作に近い。）※ ※1、4：の時に前職合算スキップとなります。			－	－		
25	KAKUNIN		1	エラー確認済みフラグ	UTF8	1	1	VARCHAR	25	" ","0":非該当,"1":該当			－	－		
26	N294		1	住登外課税	UTF8	1	1	VARCHAR	26	" ","0":非該当,"1":該当			－	－		
27	YF1		1	eLTAX配信区分	UTF8	1	1	VARCHAR	27	" ","0"：税務LAN形式, "1"：eLTAX(給報), "2"：eLTAX(331年金), "3"：315形式(拡張無し), "4"：315形式(拡張有り), "5"：電子年金(90JIS), "6"：MT形式, "7"：331形式(拡張無し), "8"：331形式(拡張有り)	ダミーカンマ設定		－	－		
28	YF2		1	給与／報酬の別	UTF8	1	1	VARCHAR	28	" ","0":給与,"1":報酬			－	－		
29	YF3		1	条約免除	UTF8	1	1	VARCHAR	29	"1":該当	摘要欄に「租税条約」、「租税免除」、「〇〇条適用」などの記載があるとき「1」をパンチ		○	－		
30	YF4		1	海外居住	UTF8	1	1	VARCHAR	30	"1":該当	摘要欄に「国外居住」、「海外居住」、「非居住」などの記載があるとき「1」をパンチ		○	－		
31	YF5		1	支払年分エラー	UTF8	1	1	VARCHAR	31	"1":該当			－	－		
32	YF6		1	年調済みかもしれないフラグ	UTF8	1	1	VARCHAR	32	"1":該当			－	－		
33	YF7		1	無効化理由	UTF8	1	1	VARCHAR	33	"1":再提出、"2":ダブり、"3":前職、"4":手動無効			－	－		
34	YF8		1	内部割当	UTF8	1	1	VARCHAR	34	"1":該当			－	－		
35	YF9		1	内部割当	UTF8	1	1	VARCHAR	35				－	－		
36	YF10		1	内部割当	UTF8	1	1	VARCHAR	36				－	－		
37	SHUNYU	0	1	収入金	DOUBLE	8	10	DOUBLE	37	10桁となっていますが、11桁以上も取り込めます。			○	－		
38	KOJOGO	1	1	控除後の金額	DOUBLE	8	10	DOUBLE	38				○	－		
39	KOJOK	2	1	所得控除額合計	DOUBLE	8	10	DOUBLE	39				○	－		
40	GENSEN	3	1	源泉税額	DOUBLE	8	10	DOUBLE	40				○	－		
41	ZENSHOKU	4	1	前職収入１（収入金合算分）	DOUBLE	8	10	DOUBLE	41	前職収入２以降が下↓に拡張	摘要欄に「前職」、「支払」、「支給」、「支」、「収入」、「収」、「給与」、「給料」、「給」などの文字の記入がある場合や社名らしき記入がある場合、赤丸で囲んだ数値をパンチ ※複数の前職給与がある場合は赤字で合算金額を追記しています。		○	－		
42	SHAHO	5	1	社会保険料控除額	DOUBLE	8	10	DOUBLE	42	（小規模含む）			○	○		
43	SEIHO	6	1	生命保険料控除額	DOUBLE	8	10	DOUBLE	43				○	－		
44	KOJINNEN	7	1	個人年金支払額（旧）	DOUBLE	8	10	DOUBLE	44				○	－		
45	DISIN	8	1	地震保険料控除額	DOUBLE	8	10	DOUBLE	45				○	－		
46	CHOKI	9	1	旧長期支払額	DOUBLE	8	10	DOUBLE	46				○	－		
47	KOKIBO	10	1	小規模企業共済	DOUBLE	8	10	DOUBLE	47	（社会保険料控除の内書き）			○	－		
48	JYUTAKU	11	1	住宅借入金等特別控除額	DOUBLE	8	10	DOUBLE	48	所得税で控除した額			○	－		
49	FUKKOU	12	1	復興特別所得税適用前の再(々)差引税額	DOUBLE	8	10	DOUBLE	49	2014から2037年分まで			－	－		
50	KOKUNEN	13	1	国民年金保険料の金額	DOUBLE	8	10	DOUBLE	50				○	－		
51	HAISHOTOKU	14	1	配偶者の合計所得	DOUBLE	8	10	DOUBLE	51				○	○		
52	HAITOKU	15	1	配偶者（特別）控除額	DOUBLE	8	10	DOUBLE	52				○	－		
53	YOBI1	16	1	住宅借入金等特別控除可能額	DOUBLE	8	10	DOUBLE	53				○	－		
54	YOBI2	17	1	控除計算値	DOUBLE	8	10	DOUBLE	54	システム予約			－	－		
55	YOBI3	18	1	生保控除計算値	DOUBLE	8	10	DOUBLE	55	システム予約			－	－		
56	YOBI4	19	1	納税額（源泉）計算値	DOUBLE	8	10	DOUBLE	56	システム予約			－	－		
57	YOBI5	20	Q	住宅借入金等の額（１回目）	DOUBLE	8	10	DOUBLE	57		住宅借入金等年末残高（１回目）をパンチ		○	○		
			N	法203条の3第1,4号支払								支払金額をパンチ				
58	YOBI6	21	Q	住宅借入金等の額（２回目）	DOUBLE	8	10	DOUBLE	58		住宅借入金等年末残高（２回目）をパンチ		○	○		
			N	法203条の3第2,5号支払								支払金額をパンチ				
59	YOBI7	22	Q	被災分借入金等の額（１回目）	DOUBLE	8	10	DOUBLE	59				－	○		
			N	法203条の3第3,6号支払								支払金額をパンチ				
60	YOBI8	23	Q	被災分借入金等の額（２回目）	DOUBLE	8	10	DOUBLE	60				－	○		
			N	法203条の3第1,4号源泉								源泉徴収税額をパンチ				

61	YOBI9	24	Q	災害者に係る徴収猶予税額	DOUBLE	8	10	DOUBLE	61				－	○		
			N	法203条の3第2,5号源泉								源泉徴収税額をパンチ				
62	YOBI10	25	Q	（予備）	DOUBLE	8	10	DOUBLE	62				－	○		
			N	法203条の3第3,6号源泉								源泉徴収税額をパンチ				
63	NIPPAN	26	1	一般生命保険料支払額（新）	DOUBLE	8	10	DOUBLE	63	一般生命保険料支払額（旧）はNo.63			○	－		
64	NKOJINNEN	27	1	個人年金支払額（新）	DOUBLE	8	10	DOUBLE	64	個人年金支払額（旧）はNo.44			○	－		
65	KAIGO	28	1	介護保険料支払額（新）	DOUBLE	8	10	DOUBLE	65				○	－		
66	QIPPAN	29	1	一般生命保険料支払額（旧）	DOUBLE	8	10	DOUBLE	66				○	－		
67	YOBI11	30	1	基礎控除	DOUBLE	8	10	DOUBLE	67				○	－		
68	YOBI12	31	Q	調整控除①	DOUBLE	8	10	DOUBLE	68	調整控除①			○	－		
			N										－	－		
69	YOBI13	32	1	（予備）	DOUBLE	8	10	DOUBLE	69				－	－		2026
70	YOBI14	33	1	（予備）	DOUBLE	8	10	DOUBLE	70				－	－		2026
71	YOBI15	34	1	（予備）	DOUBLE	8	10	DOUBLE	71				－	－		2026
72	YOBI16	35	Q	内部割当	DOUBLE	8	10	DOUBLE	72		ダミーカンマ設定		－	○		
			N	法203条の3第7号支払								支払金額をパンチ				
73	YOBI17	36	Q	内部割当	DOUBLE	8	10	DOUBLE	73		ダミーカンマ設定		－	○		
			N	法203条の3第7号源泉								源泉徴収税額をパンチ				
74	YOBI18	37	1	内部割当	DOUBLE	8	10	DOUBLE	74				－	－		
75	YOBI19	38	1	修正前支払金額	DOUBLE	8	10	DOUBLE	75	年金特徴対象かつ訂正／取消のみ。 様式記載が無いのでパンチは不要			－	－		2025
76	YOBI20	39	1	予約（エラーコード５）	INTEGER	4		INTEGER	76	システム予約			－	－		
77	FLAG	1	2	控対配	UTF8	1	1	VARCHAR	77	" ","0":非該当、1:有り	（源泉）控除対象配偶者の有無等有に何か印字されている場合は「１」をパンチ		○	○		
78		2		老配（上記と排他）	68	1	1	VARCHAR	78	" ","0":非該当、1:有り	（源泉）控除対象配偶者の有無等老人に何か印字されている場合は「１」をパンチ		○	○		
79		3		一般扶養（人数）		2	2	VARCHAR	79	人数			○	○		
80		5		特定扶養（人数）		2	2	VARCHAR	80	人数			○	○		
81		7		老人扶養（人数）		2	2	VARCHAR	81	人数			○	○		
82		9		内同居老親（人数）		2	2	VARCHAR	82	人数			○	－		
83		11		普通障害（人数）		2	2	VARCHAR	83	人数			○	○		
84		13		特別障害（人数）		2	2	VARCHAR	84	人数			○	○		
85		15		内同居特障（人数）		2	2	VARCHAR	85	人数			○	○		
86		17		年少扶養（人数）		2	2	VARCHAR	86	人数			○	○		
87		19		同一生配		1	1	VARCHAR	87	" ","0":非該当、1:有り	摘要欄に「同配」、「同一」の記載があるとき「１」をパンチ		○	○		
88		20		未成年		1	1	VARCHAR	88	" ","0":非該当,"1":該当			○	－		
89		21		乙欄		1	1	VARCHAR	89	" ","0":非該当,"1":該当	空欄でも摘要欄に「丙欄」の記載があるとき 「１」をパンチ 「９」の場合は「空白」をパンチ		○	－		
90		22		本人普通障害		1	1	VARCHAR	90	" ","0":非該当,"1":該当			○	○		
91		23		本人特別障害		1	1	VARCHAR	91	" ","0":非該当,"1":該当			○	○		
92		24	0	予備		1	1	VARCHAR	92				－	－	※2024廃止	
			N	年金配偶者★58万以下						年金はR2分から★58万以下として割当。 但し配偶者合計所得で判定可能。			－	－		
93		25		寡婦控除		1	1	VARCHAR	93	" ","0":非該当,"1":該当			○	○		
94		26		ひとり親控除		1	1	VARCHAR	94	" ","0":非該当,"1":該当			○	○		
95		27		旧寡婦控除		1	1	VARCHAR	95		ダミーカンマ設定		－	－	※2022廃止	
96		28		勤労学生		1	1	VARCHAR	96	" ","0":非該当,"1":該当			○	－		
97		29		死亡退職		1	1	VARCHAR	97	" ","0":非該当,"1":該当			○	－		
98		30		災害者		1	1	VARCHAR	98	" ","0":非該当,"1":該当	「９」の場合は空白をパンチ		○	－		
99		31		外国人		1	1	VARCHAR	99	" ","0":非該当,"1":該当			○	－		
100		32		就職		1	1	VARCHAR	100	" ","0":非該当,"1":該当			○	－		
101		33		退職		1	1	VARCHAR	101	" ","0":非該当,"1":該当			○	－		
102		34		就退職年月日		8	8	VARCHAR	102	"0"+和暦７桁	No.1と同じ要領でパンチ 1:明治、2:大正、3:昭和、4:平成、5:令和 （例：平成元年１月１日→ 04010101）		○	－		

103		42		既婚の未成年		1	1	VARCHAR	103	" ","0":非該当,"1":該当	未使用		ー	ー		
104		43		住宅借入金等控除適用数		1	1	VARCHAR	104	住民税住借対象が２つ以上ある場合に記載			○	ー		
105		44		死別（寡婦）		1	1	VARCHAR	105				ー	ー		
106		45		居住開始年月日（１回目）		8	8	VARCHAR	106	"0"+和暦７桁	No.１と同じ要領でパンチ 1:明治、2:大正、3:昭和、4:平成、5:令和 （例：平成元年１月１日→ 04010101）		○	ー		
107		53		居住開始年月日（２回目）		8	8	VARCHAR	107	"0"+和暦７桁	No.１と同じ要領でパンチ 1:明治、2:大正、3:昭和、4:平成、5:令和 （例：平成元年１月１日→ 04010101）		○	ー		
108		61		住宅借入金等控除区分（１回目）		2	2	VARCHAR	108	"01":住,"02":認,"03":増,"04":震 "11":住(特),"12":認(特),"13":増(特), "21":住(特特),"22":認(特特),"24":震(特特), "31":住(特特特),"32":認(特特特),"34":震(特特特), "41":住(特家),"42":認(特家),"44":震(特家)	住宅借入金等特別控除区分（１回目）に記載してある記号（住、認など）に合わせて左表の２桁の数値をパンチ		○	ー		2024
109		63		住宅借入金等控除区分（２回目）		2	2	VARCHAR	109	"01":住,"02":認,"03":増,"04":震 "11":住(特),"12":認(特),"13":増(特), "21":住(特特),"22":認(特特),"24":震(特特), "31":住(特特特),"32":認(特特特),"34":震(特特特), "41":住(特家),"42":認(特家),"44":震(特家)	住宅借入金等特別控除区分（２回目）に記載してある記号（住、認など）に合わせて左表の２桁の数値をパンチ		○	ー		
110		65		非居住者の扶養親族の数		2	2	VARCHAR	110	人数			○	○		
111		67		特定親族特別控除（人数）		2	2	VARCHAR	111	人数			○	ー		2026
112	BIKOU		1	備考	**UTF8**	1200	**300**	**VARCHAR**	112	扶養者氏名など入力可能	摘要欄に「同記」「調整」「退職」以外の扶養親族名の記載があるとき氏名（カナの場合はカナ氏名）をパンチ		○	○		
113	FLAG2	1	2	前期特定扶養人数(16-18歳)	UTF8	2	2	VARCHAR	113	人数			ー	ー		
114		3		調整控除対象23歳未満等人数	64	2	2	VARCHAR	114	人数　（扶養控除対象以外がある場合。扶養控除人数に加算して判定します）	摘要欄に「調整」の記載があるとき「１」をパンチ		○	ー		
115		5		内部割当		24	24	VARCHAR	115				ー	ー		
116		29		内部割当		9	9	VARCHAR	116				ー	ー		
117		38		内部割当		10	10	VARCHAR	117				ー	ー		
118		48		内部割当		7	7	VARCHAR	118				ー	ー		
119		55		内部割当		10	10	VARCHAR	119				ー	ー		2026
120	ZENQID1			前職QID１	UTF8	16	16	VARCHAR	120				ー	ー		
121	ZENQID2			前職QID２	UTF8	16	16	VARCHAR	121				ー	ー		
122	ZENQID3			前職QID３	UTF8	16	16	VARCHAR	122				ー	ー		
123	ZENQID4			前職QID４	UTF8	16	16	VARCHAR	123				ー	ー		
124	ZENQID5			前職QID５	UTF8	16	16	VARCHAR	124				ー	ー		
125	ZENSHOKU1			ダミー前職収入１	DOUBLE	8	10	DOUBLE	125	前職収入１は上のコピーです。			ー	ー		
126	ZENSHOKU2			前職収入２	DOUBLE	8	10	DOUBLE	126				ー	ー		
127	ZENSHOKU3			前職収入３	DOUBLE	8	10	DOUBLE	127				ー	ー		
128	ZENSHOKU4			前職収入４	DOUBLE	8	10	DOUBLE	128				ー	ー		
129	ZENSHOKU5			前職収入５	DOUBLE	8	10	DOUBLE	129				ー	ー		
130	ZENSHAHO1			前職社会保険料１	DOUBLE	8	10	DOUBLE	130		摘要欄に「社会保険料」「社会」「社保」「社」などの文字の記入がある場合、赤丸で囲んだ数値をパンチ ※複数の前職社保がある場合は赤字で合算金額を追記しています。		○	ー		
131	ZENSHAHO2			前職社会保険料２	DOUBLE	8	10	DOUBLE	131				ー	ー		
132	ZENSHAHO3			前職社会保険料３	DOUBLE	8	10	DOUBLE	132				ー	ー		
133	ZENSHAHO4			前職社会保険料４	DOUBLE	8	10	DOUBLE	133				ー	ー		
134	ZENSHAHO5			前職社会保険料５	DOUBLE	8	10	DOUBLE	134				ー	ー		
135	ZENGEN1			前職源泉徴収税額１	DOUBLE	8	10	DOUBLE	135				ー	ー		
136	ZENGEN2			前職源泉徴収税額２	DOUBLE	8	10	DOUBLE	136				ー	ー		
137	ZENGEN3			前職源泉徴収税額３	DOUBLE	8	10	DOUBLE	137				ー	ー		
138	ZENGEN4			前職源泉徴収税額４	DOUBLE	8	10	DOUBLE	138				ー	ー		
139	ZENGEN5			前職源泉徴収税額５	DOUBLE	8	10	DOUBLE	139				ー	ー		
140	ZTAID1			前職退職年月日１	UTF8	8	8	VARCHAR	140				ー	ー		
141	ZTAID2			前職退職年月日２	UTF8	8	8	VARCHAR	141				ー	ー		
142	ZTAID3			前職退職年月日３	UTF8	8	8	VARCHAR	142				ー	ー		
143	ZTAID4			前職退職年月日４	UTF8	8	8	VARCHAR	143				ー	ー		
144	ZTAID5			前職退職年月日５	UTF8	8	8	VARCHAR	144				ー	ー		
145	ZJNO1			前職事業所番号１	UTF8	15	15	VARCHAR	145				ー	ー		
146	ZJNO2			前職事業所番号２	UTF8	15	15	VARCHAR	146				ー	ー		
147	ZJNO3			前職事業所番号３	UTF8	15	15	VARCHAR	147				ー	ー		
148	ZJNO4			前職事業所番号４	UTF8	15	15	VARCHAR	148				ー	ー		
149	ZJNO5			前職事業所番号５	UTF8	15	15	VARCHAR	149				ー	ー		
150	ZNAME1			前職事業所名称１	UTF8	400	100	VARCHAR	150				ー	ー		
151	ZNAME2			前職事業所名称２	UTF8	400	100	VARCHAR	151				ー	ー		
152	ZNAME3			前職事業所名称３	UTF8	400	100	VARCHAR	152				ー	ー		
153	ZNAME4			前職事業所名称４	UTF8	400	100	VARCHAR	153				ー	ー		
154	ZNAME5			前職事業所名称５	UTF8	400	100	VARCHAR	154	特定自治体のみ 先頭5文字をパンチで利用			ー	ー		
155	NOGIM		1	納税義務者ID	UTF8	12	12	VARCHAR	155	eLTAX自動設定につきパンチ不要			ー	ー		
156	STSCOMMENT			処理状況コメント	UTF8	800	200	VARCHAR	156	システム予約			ー	ー		
157	MATCHADDR			突合住所	UTF8	80	20	VARCHAR	157	特定自治体のみ			ー	ー		
158	HZEIKEY			配偶者マイナンバー	OCTETS	16	12	BIN(16)	158	パンチしない場合は自動紐付けは実施されません。			○	○		
159	FZEIKEY1			扶養者マイナンバー １	OCTETS	16	12	BIN(16)	159	年少含みで１２人分。レイアウトは、４人＋４人です。	年少以外の被扶養者は「No.158扶養者マイナンバー １ ～ No.162扶養者マイナンバー ４」のエリアにパンチ		○	○		
160	FZEIKEY2			扶養者マイナンバー ２	OCTETS	16	12	BIN(16)	160	５人目以降はそのまま後ろ（９人目以降）に追加して大丈夫です。			○	○		
161	FZEIKEY3			扶養者マイナンバー ３	OCTETS	16	12	BIN(16)	161	マイナンバーが的確にパンチされる場合には、詰めても構いません。			○	ー		
162	FZEIKEY4			扶養者マイナンバー ４	OCTETS	16	12	BIN(16)	162	マイナンバーを的確にパンチしない時は、年少を区別出来る様に４＋４でパンチ。			○	ー		
163	FZEIKEY5				OCTETS	16	12	BIN(16)	163	マイナンバーが無いと16歳未満を判断出来ない為、欄が詰まっていると擬似イメージを			ー	ー		
164	FZEIKEY6				OCTETS	16	12	BIN(16)	164	出す時に、一般と16歳未満が適切に出力出来なくなります。			ー	ー		
165	FZEIKEY7			扶養者マイナンバー（16歳未満） １	OCTETS	16	12	BIN(16)	165	それを考慮して、16歳未満を７人目以降にパンチするのは適切な所作です。	年少（16歳未満）の被扶養者は「No.165扶養者マイナンバー（16歳未満） １ ～ No.168扶養者マイナンバー（16歳未満） ４」のエリアにパンチ		○	○		
166	FZEIKEY8			扶養者マイナンバー（16歳未満） ２	OCTETS	16	12	BIN(16)	166	擬似イメージを意識しないのであれば、詰めて下さい。			○	○		
167	FZEIKEY9			扶養者マイナンバー（16歳未満） ３	OCTETS	16	12	BIN(16)	167				○	ー		
168	FZEIKEY10			扶養者マイナンバー（16歳未満） ４	OCTETS	16	12	BIN(16)	168				○	ー		
169	FZEIKEY11				OCTETS	16	12	BIN(16)	169				ー	ー		
170	FZEIKEY12			１２人分	OCTETS	16	12	BIN(16)	170				ー	ー		
171	HKANA			配偶者カナ氏名	UTF8	100	100	VARCHAR	171		半角カナでパンチ　（姓名間は半角スペース１文字分をパンチ）不鮮明なら「ア」でよい		○	○		
172	FKANA1			扶養者カナ氏名 １	UTF8	100	100	VARCHAR	172	年少含みで１２人分。レイアウトは、４人＋４人です。	年少以外の被扶養者は「No.172扶養者カナ氏名 １ ～ No.175扶養者カナ氏名 ４」のエリアにパンチ 半角カナでパンチ　（姓名間は半角スペース１文字分をパンチ） 不鮮明なら「ア」でよい		○	○		
173	FKANA2			扶養者カナ氏名 ２	UTF8	100	100	VARCHAR	173	５人目以降はそのまま後ろ（９人目以降）に追加して大丈夫です。			○	○		
174	FKANA3			扶養者カナ氏名 ３	UTF8	100	100	VARCHAR	174	マイナンバーを的確にパンチしない時は、年少を区別出来る様に４＋４でパンチ。			○	ー		
175	FKANA4			扶養者カナ氏名 ４	UTF8	100	100	VARCHAR	175				○	ー		
176	FKANA5				UTF8	100	100	VARCHAR	176					ー		
177	FKANA6				UTF8	100	100	VARCHAR	177					ー		
178	FKANA7			扶養者カナ氏名（16歳未満） １	UTF8	100	100	VARCHAR	178		年少（16歳未満）の被扶養者は「No.178扶養者マイナンバー（16歳未満） １ ～ No.168扶養者マイナンバー（16歳未満） ４」のエリアにパンチ 半角カナでパンチ　（姓名間は半角スペース１文字分をパンチ） 不鮮明なら「ア」でよい		○	○		
179	FKANA8			扶養者カナ氏名（16歳未満） ２	UTF8	100	100	VARCHAR	179				○	○		
180	FKANA9			扶養者カナ氏名（16歳未満） ３	UTF8	100	100	VARCHAR	180				○	ー		
181	FKANA10			扶養者カナ氏名（16歳未満） ４	UTF8	100	100	VARCHAR	181				○	ー		
182	FKANA11				UTF8	100	100	VARCHAR	182				ー	ー		
183	FKANA12			１２人分	UTF8	100	100	VARCHAR	183				ー	ー		
184	HNAME			配偶者氏名	UTF8	240	60	VARCHAR	184	氏名はレイアウトに存在します。			ー	ー		
185	FNAME1			扶養者氏名	UTF8	240	60	VARCHAR	185	年少含みで１２人分。レイアウトは、４人＋４人です。			ー	ー		
186	FNAME2				UTF8	240	60	VARCHAR	186	５人目以降はそのまま後ろ（９人目以降）に追加して大丈夫です。			ー	ー		
187	FNAME3				UTF8	240	60	VARCHAR	187	マイナンバーを的確にパンチしない時は、年少を区別出来る様に４＋４でパンチ。			ー	ー		
188	FNAME4				UTF8	240	60	VARCHAR	188				ー	ー		
189	FNAME5				UTF8	240	60	VARCHAR	189				ー	ー		
190	FNAME6				UTF8	240	60	VARCHAR	190				ー	ー		
191	FNAME7				UTF8	240	60	VARCHAR	191				ー	ー		
192	FNAME8				UTF8	240	60	VARCHAR	192				ー	ー		
193	FNAME9				UTF8	240	60	VARCHAR	193				ー	ー		
194	FNAME10				UTF8	240	60	VARCHAR	194				ー	ー		
195	FNAME11				UTF8	240	60	VARCHAR	195				ー	ー		
196	FNAME12			１２人分	UTF8	240	60	VARCHAR	196				ー	ー		
197	HKUBUN			配偶者区分	UTF8	2	60	VARCHAR	197	控除対象配偶者が非居住者の場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。	・「００」又は「０１」の記載 　→　そのまま「００」「０１」とパンチ（「０」「１」は「００」「０１」に読み替え） ・「００」「０１」以外の記載又は判別不能の場合 　→　「０１」をパンチ ・　記載なし　→　カンマ詰め		○	○		

198	FKUBUN1			扶養者区分 １	UTF8	2	60	VARCHAR	198	特定親族特別控除額該当の場合、控除額に従って区分の記載が必要です。 63万円…居住者「10」非居住者「11」 61万円…居住者「20」非居住者「21」 51万円…居住者「30」非居住者「31」 41万円…居住者「40」非居住者「41」 31万円…居住者「50」非居住者「51」 21万円…居住者「60」非居住者「61」 11万円…居住者「70」非居住者「71」 6万円…居住者「80」非居住者「81」 3万円…居住者「90」非居住者「91」	年少以外の被扶養者は「No.198扶養者区分 １ ～ No.201扶養者区分 ４」のエリアにパンチ 扶養親族（年少以外）の「区分」欄 ・「００」～「９１」の記載 → そのまま「００」～「９１」とパンチ ・「００」～「９１」以外の記載又は判別不能の場合 → 「０１」をパンチ ・記載なし → カンマ詰め		○	○		
199	FKUBUN2			扶養者区分 ２	UTF8	2	60	VARCHAR	199				○	○		
200	FKUBUN3			扶養者区分 ３	UTF8	2	60	VARCHAR	200				○	－		2024
201	FKUBUN4			扶養者区分 ４	UTF8	2	60	VARCHAR	201	非該当…居住者「00」 非居住者（30歳未満又は70歳以上）「01」 非居住者（30歳以上70歳未満、留学生）「02」 非居住者（30歳以上70歳未満、障害者）「03」 非居住者（30歳以上70歳未満、38万円以上送金）「04」			○	－		
202	FKUBUN5				UTF8	2	60	VARCHAR	202				－	－		
203	FKUBUN6				UTF8	2	60	VARCHAR	203				－	－		
204	FKUBUN7			扶養者区分（16歳未満） １	UTF8	2	60	VARCHAR	204	年少含みで１２人分。レイアウトは、４人＋４人です。	年少（16歳未満）の被扶養者は「No.204扶養者区分（16歳未満） １ ～ No.207扶養者区分（16歳未満） ４」のエリアにパンチ ・「００」又は「０１」の記載 → そのまま「００」「０１」とパンチ（「０」「１」は「００」「０１」に読み替え） ・「００」「０１」以外の記載又は判別不能の場合 → 「０１」をパンチ ・ 記載なし → カンマ詰め		○	○		
205	FKUBUN8			扶養者区分（16歳未満） ２	UTF8	2	60	VARCHAR	205	５人目以降はそのまま後ろ（９人目以降）に追加して大丈夫です。			○	○		
206	FKUBUN9			扶養者区分（16歳未満） ３	UTF8	2	60	VARCHAR	206	マイナンバーを的確にパンチしない時は、年少を区別出来る様に４＋４でパンチ。			○			
207	FKUBUN10			扶養者区分（16歳未満） ４	UTF8	2	60	VARCHAR	207	住登外マイナンバーの場合も16歳未満は「11」で。（判断出来ないと思いますが）			○			
208	FKUBUN11				UTF8	2	60	VARCHAR	208	４＋４でパンチする場合は、上記の措置は必要無し。９人目以降にパンチされる場合に			－			
209	FKUBUN12			１２人分	UTF8	2	60	VARCHAR	209	区別が必要。			－			
210	FIVEOVER			扶養者５人超えのマイナンバー	UTF8	400	100	VARCHAR	210	マイナンバーじゃない場合、名前でも結構です。			－	－		
211	FIVEOVER16			16歳未満５人超えのマイナンバー	UTF8	400	100	VARCHAR	211	マイナンバーじゃない場合、名前でも結構です。			－	－		
212	SMEMO			修正メモ	**UTF8**	400	**100**	**VARCHAR**	212				－	－		
213	ZCDATE			確認管理日	UTF8	8	8	VARCHAR	213				－	－		
214	KAKUNIN2			エラー確認済２	UTF8	1	1	VARCHAR	214				－	－		
215	SOKA2ID			総括表ID	UTF8	16	16	VARCHAR	215	総括表の記載人数と突合チェックに使用。	総括表の資料番号 次の総括表まで同じ資料番号をパンチすること		○	－		
216	JADDR			支払事業所住所	UTF8	240	**60**	**VARCHAR**	216	e-Tax電子送信対応の項目連携。			－	－		
217	JTEL			支払事業所電話	UTF8	14	14	VARCHAR	217	e-Tax電子送信対応の項目連携。			－	－		

218	BDHOSEI			生年月日補正フラグ	UTF8	1	1	VARCHAR	218	システム予約	ダミーカンマ設定		ー	ー		
219	QDHOSEI			その他給報年金補正フラグ	INT64	8	8	NUMERIC(1	219	システム予約			ー	ー		
220	TOREV			取込レビジョン	INTEGER	4		INTEGER	220	システム予約			ー	ー		
221	UKENO			受付番号	UTF8	14	14	VARCHAR	221	eLTAX給報／年金より設定			ー	ー		
222	KUJICHICD		1	課税区自治体コード	UTF8	6	6	VARCHAR	222	前0左詰(ﾃﾞｼﾞｯﾄ有無統一)				ー		
223	UKEBJ			受付日	UTF8	16	16	UTF8	223	合算時に受付日を基に無効判定を行います YYYYMMDDhh:mm:ss形式			ー	ー		
224	KUJICHICDORG			自治体コード（課税区）パンチ入力用	UTF8	6	6	VARCHAR	224	前0左詰(ﾃﾞｼﾞｯﾄ有無統一)			ー	ー		
225	TAKATOKUF			他課税区特定済フラグ	UTF8	1	1	VARCHAR	225	システム予約	ダミーカンマ設定		ー	ー		
226	YF11			退職所得ありの控配・扶養あり	UTF8	1	1	VARCHAR	226	"1":該当　摘要欄等に記載がある場合にパンチ	摘要欄に「退職」「退」の記載がある場合「１」をパンチ		○	○		2024
227	YF12			（予備）	UTF8	1	1	VARCHAR	227				ー	ー		2025
228	YF13			（予備）	UTF8	1	1	VARCHAR	228		ダミーカンマ設定		ー	ー		
229	YF14			（予備）	UTF8	1	1	VARCHAR	229				ー	ー		
230	YF15			（予備）	UTF8	1	1	VARCHAR	230				ー	ー		
231	ZENUNMATINFO			内部使用	INT64	4	4	INT64	231				ー	ー		2025
232	TOKUSINKOJO			特定親族特別控除額	DOUBLE	8	10	DOUBLE	232				○	ー		2026
233	YOBI21			特定親族特別控除額（計算値）	DOUBLE	8	10	DOUBLE	233		ダミーカンマ設定		ー	ー		2026
234	YOBI22			内部割当	DOUBLE	8	10	DOUBLE	234				ー	ー		2026
235	YOBI23			（予備）	DOUBLE	8	10	DOUBLE	235				ー	ー		2026
236	YOBI24			（予備）	DOUBLE	8	10	DOUBLE	236				ー	ー		2026
237	YOBI25			（予備）	DOUBLE	8	10	DOUBLE	237				ー	ー		2026



※注釈※

4) QIDはスキャン（パンチ）ＩＤ番号で必須。

12) 特徴に"1"
13) 青申専給に"1"、白専給に"2"。
6) 指定番号＝事業所番号
9) 税務LANにて自動付番しない場合。
2) 姓名の間に半角スペース必須。

52) 配偶者特別控除だけではなく配偶者控除も記載になりますので、何れか記載の通りに。

77) 控配有りに"1"　老控配が"1"と重複の場合、老控配優先

41) 前職支払金額１箇所目。
126-129) 前職支払金額２～５。判る場合
130-134) 前職の社会保険料が判る場合
140-144) 前職の退職日が判る場合
145-149) 前職事業所番号が判る場合
150-154) 前職事業所名が判る場合

226) 該当の方がいる場合は"1"
87) 同一生計配偶者に"1"

171-209) 控配以外の扶養に関しては、16歳未満を指定エリアにパンチせず、前詰めしても構いません。

176, 177及び182, 183の項目は一般扶養の5、6人目。
年少扶養の5、6人目として利用できます。

５人以上が有る場合には、はみ出した分をこちらに補完して下さい。ここが溢れたら210、211を使うのでは無く、摘要欄のみで結構です。

112) ５人以上の扶養者が記載されている場合、210、211に
　マイナンバーをパンチしないで、摘要欄の氏名だけで結構です。

210-211) マイナンバーの暗号化は施されません。

102) 令和の05を付加し、8桁で入力してください。

1) 元号付き和暦8桁で入力。
例）"05010922"

103) 既婚者の場合に"1"

105) 寡婦理由　死別に"1"

第十七号の二様式別表マッピング表

4 注 QID（スキャンID番号）

公的年金等支払報告書（個人別明細書）

第十七号の二様式別表（用紙日本工業規格A6）（第十条関係）

※種別 / ※整理番号 / ※

10 注 年金 / 12 注 普徴

個人番号 / 3 マイナンバー

支払を受ける者：区分 / 住所 / (フリガナ) / 氏名 / 2 注 カナ

生年月日：明治 大正 昭和 平成 令和 年 / 1 注 生年月日 日

37 注 支払金額合計 / 40 注 源泉徴収合計

区分	支払金額	源泉徴収税額
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分	57 支払金額 円	60 源泉徴収 円
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分	58 支払金額	61 源泉徴収
所得税法第203条の3第3号・第8号適用分	59 支払金額	62 源泉徴収
所得税法第203条の3第7号適用分	72 支払金額	73 源泉徴収

本人				源泉控除対象配偶者の有無等		控除対象扶養親族の数			16歳未満扶養親族の数	障害者の数		非居住者である親族の数	社会保険料の額
特別障害者	その他の障害者	ひとり親	寡婦	一般	老人	特定	老人	その他		特別	その他		
91	90	94 ひとり親	93 寡婦	77	78	80 人	81 人	79 人	86 人	85 人	84 人	83 人	110 人	42 円

源泉控除対象配偶者：171

(フリガナ) / 氏名：184 / 197 区分 / 51 配偶者の合計所得 円 / 1

個人番号：158 / 92 48万円以下

226 退職所得ありの控配・扶養あり

112 摘要

控除対象扶養親族：172

(フリガナ) / 氏名：185 / 198 区分 / 1

個人番号：159 / 173

(フリガナ) / 氏名：186 / 199 区分 / 2

個人番号：160

16歳未満の扶養親族：178

(フリガナ) / 氏名：191 / 204 区分 / 1

個人番号：165 / 179

(フリガナ) / 氏名：193 / 205 区分 / 2

個人番号：166

支払者：法人番号 / 所在地 / 名称

5

6 注 指定番号

7 注 支払事業所名

電話番号

174-177 / 200-203 / 187-190 / 161-164

180-183 / 206-209 / 193-196 / 167-170

3人以上が有る場合には、はみ出した分をこちらに補完して下さい。ここが溢れたら210、211を使うのでは無く、摘要欄のみで結構です。

※注釈※

4) QIDはスキャンＩＤ番号で必須。
10) 年金に１必須。
12) 年金特徴判定に使用する予定でしたが、使われていません。
2) 姓名の間に半角スペース必須。
1) 元号付き和暦8桁で入力。 "04190922"

37, 40) 入力不要
支払金額及び源泉税額は１号、２号、３号、４号の加算額。

57～62の金額明細は取込時に積算しています。

77) 77控配有りに１　78老控配が１と
　重複の場合、老控配優先

112) ３人以上の扶養者が記載されている場合、210、211に
マイナンバーをパンチしないで、摘要欄の氏名だけで結構です。
6) 指定番号は＝事業所番号であるが、年金支払事業所に採番していない場合は不要。
その場合支払事業所名を必ず入力。

7) 事業所番号がない場合は支払事業所名を入力。

210-211) マイナンバーの暗号化は施されません。

ここのエリアは年金でも使用出来ますが、
摘要欄に氏名をパンチする形で結構です。
92) 基本的に配偶者合計所得で判定します。
87) 同一生計配ありに"1"

パンチレイアウト仕様書_確申・住申

住申・KSKパンチ対象
住申のみ対象
KSKのみ対象

○住取り込み

MARUJYUIN to Main MARUJYUIN

No	名称	IDX	ND	漢字名	住民税申告書	ＫＳＫ二表	型	内部値	最大文字数	文字位置	項目数（項目番号）	備考１（両様式共通。主に開発の注釈））	和歌山市指示事項（住民税申告書）	和歌山市指示事項（KSK二表）	対応年	前年から変更あり
1	NENDO	1	1	年度	○	○	UTF8	4	4		1		「2027」をパンチ（固定）			
2	KOJIN	1	1	住民番号	○	―	UTF8	15	15		2	前ｽﾍﾟ右詰	（住申） 宛名番号（整理番号）			
3	BIRTH	2	1	生年月日	○	○	UTF8	8	8		3	"0"+元号７桁 1:明治、2:大正、3:昭和、4:平成、5:令和	（住申） "0"+元号７桁 （1:明治、2:大正、3:昭和、4:平成、5:令和） （例：平成元年１月１日→04010101）	（ＫＳＫ） 左上ヘッダの[生年月日]をパンチ "0"+元号７桁 （1:明治、2:大正、3:昭和、4:平成、5:令和） （例：平成元年１月１日→04010101）		
4	KANA	3	1	カナ氏名	○	○	UTF8	60	60		4	姓名間は半角スペース１文字分をパンチ。	（住申） 半角カナでパンチ ※姓名間は半角スペース１文字分をパンチ。	（ＫＳＫ） 左上ヘッダの[カナ氏名]をパンチ。 半角カナでパンチ ※姓名間は半角スペース１文字分をパンチ。		
5	KID01		1	イメージＩＤ	○	○	UTF8	16	16		5	資料ＩＤ（資料を一意に決める番号）	（住申） 申告書両面の資料番号をパンチ。 左詰め KIDとイメージの組み合わせは以下を想定。 KID01：申告書表面 KID02：申告書裏面 ※KID01,02は連番	（ＫＳＫ） 左上ヘッダの[KID01]のみをパンチ。 左詰め		
6	KID02		1	イメージＩＤ	○	―	UTF8	16	16		6	KID02以降はKID01に対してぶら下がるイメージのIDです。				
7	KID03		1		○	―	UTF8	16	16		7	主に住申パンチ時のイメージのIDを設定します。 KSKはデータ取込時に設定されます。				
8	KID04		1		○	―	UTF8	16	16		8					
9	KID05		1		○	―	UTF8	16	16		9					
10	KID06		1		○	―	UTF8	16	16		10					
11	KID07		1		○	―	UTF8	16	16		11					
12	KID08		1		○	―	UTF8	16	16		12					
13	KID09		1		○	―	UTF8	16	16		13					
14	KID10		1		○	―	UTF8	16	16		14					
15	HOZON		1	申告種別	○	―	UTF8	1	1		15	マスター保存モード参照 （白:A,B,分離,損失 青:A,B,分離,損失 "4":住民税申告 "3":簡易住民税申告（収入無確認用住申。他に課税資料（給報を含む）があれば、その資料が優先されます）	（住申） 「4」をパンチ。			
16	CHOSYU		1	徴収区分	○	○	UTF8	1	1		16	" ","1":給報に従う "2":併徴 "0":強制普徴	（住申） 給与、公的年金等に係る所得以外の市・府民税の徴収方法が、給与からの差引き(特別徴収)のとき「1」、自分で納付(普通徴収)のとき「2」をパンチ	（ＫＳＫ） 住民税・事業税に関する事項の給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法が、特別徴収のとき「1」、自分で納付のとき「2」をパンチ		
17	AOSIRO		1	青白区分	―	―	UTF8	1	1		17	"1":青申 任意項目（申告種別からセット可）				
18	SYUSYOKU		1	就職（旧パンチ用）	―	―	UTF8	1	1		18	未使用（補記修正画面上に表示有り） "1":該当				
19	TAISYOKU		1	退職（旧パンチ用）	―	―	UTF8	1	1		19	未使用（補記修正画面上に表示有り） "1":該当				
20	SYUDATE		1	就職年月日（旧パンチ用）	―	―	UTF8	8	8		20	未使用（補記修正画面上に表示有り） '"0"+元号７桁				
21	TAIDATE		1	退職年月日（旧パンチ用）	―	―	UTF8	8	8		21	未使用（補記修正画面上に表示有り） '"0"+元号７桁				
22	TOKUCHO		1	特徴事業所番号（旧パンチ用）	―	―	UTF8	15	15		22	未使用（補記修正画面上に表示有り）				
23	JUQ		1	受給者番号（旧パンチ用）	―	―	UTF8	25	25		23	未使用（補記修正画面上に表示有り） 左詰				
24	KOSEIRI		1	事業所内個人整理番号（旧パンチ用）	―	―	UTF8	10	10		24	前スペ右詰				
25	SIRYO1		1	資料番号	―	―	UTF8	12	12		25	W9C_PRINFO.PRINT2 印刷用生成コード１				
26	NOUZEI		1	納税者番号（税務署）	―	―	UTF8	12	12		26	前スペ右詰となります。				
27	KYOJYUSON		1	分離譲渡特定損失適用区分	―	―	UTF8	1	1		27	"1":一般 "2":軽課（居住用） " ":無し				
28	N294		1	294課税対象として設定	―	―	UTF8	1	1		28	"1":該当 住登外に自動設定も可能				
29	KAYASIKI		1	家屋敷・事業所・均等割	―	―	UTF8	1	1		29	家屋敷、事業所、均等割は税務LAN内部フラグと連動します。 （"1":家屋敷 "2":事業所 "3":均特 "4":均有 "5":均無 "6":減1 "7":減2 "8":減3 "9":減4）				
30	HIKAZEI		1	非課税・生活保護	―	―	UTF8	1	1		30	非課税、生活保護は税務LAN内部フラグと連動します。 （"1":非課税 "2":生保）				
31	MUSYUNYU		1	無収入・無職	―	―	UTF8	1	1		31	"1":該当				
32	HONSEN		1	本人専従	―	―	UTF8	1	1		32	"1":該当				
33	HAISEN		1	本人配専	―	―	UTF8	1	1		33	"1":該当				
34	YF011		1	予約	―	―	UTF8	1	1		34	"1":該当				
35	YF012		1	KSKパンチ区分	―	○	UTF8	1	1		35	" "."0":全被せ "1":1表のみ "2":2表のみ		（ＫＳＫ） "2"をパンチ		
36	YF013		1	住民税値入力（民税値控除合計チェック）	○	―	UTF8	1	1		36	"1":該当 **and** 申告種別='4' 住民税申告書をパンチする際には、生保、地震、配特の住民税入力値と雑医寄＋人的控除（人数フラグから計算した住民税値）の合計と、控除合計との比較が実施されます。	（住申） 「1」をパンチ			
37	YF014		1	国民年金２年前納区分	―	―	UTF8	1	1		37	"1":該当 必須ではありません。 社保画面の該当項目に転送、解除はありません。				
38	ZEIKEY		1	マイナンバー	○	―	OCTETS	16	12		38	12桁をそのままパンチしてください。 内部暗号化保持します。	12桁をそのままパンチしてください。 内部暗号化保持します。			
39	YF001		1	住申送付	―	―	UTF8	1	1		39	"1":要 "2":不要 " ":自動判定				
40	YF002		1	人的控除被せ方	―	―	UTF8	1	1		40	" "."0":OPTに従う "1":強制被せ				
41	NOSIK		1	利用者識別ID	―	―	UTF8	16	16		41	e-Tax識別ID				
42	SEX		1	性別	―	―	UTF8	1	1		42	"1":男 "2":女				

43	SINDATE		1	申告書提出日	ー	ー	UTF8	8	8		43	先頭8バイト使用（"0"+元号７桁）				
44	MJ001			営業収入	ー	ー	DOUBLE	8	10		44	金額値については""囲み・桁区切りカンマ・前ゼロ不要です。				
45	MJ002			農業収入	ー	ー		8	10		45					
46	MJ003			予備	ー	ー		8	10		46					
47	MJ004			不動産収入	ー	ー		8	10		47					
48	MJ005			利子収入	ー	ー		8	10		48					
49	MJ006			配当収入	ー	ー		8	10		49	パンチ対応は株式配当のみ。				
50	MJ007			給与収入	O	ー		8	10		50		（住申） カの金額をパンチ			
51	MJ008			雑・年金収入	O	ー		8	10		51		（住申） キの金額をパンチ			
52	MJ009			雑・その他収入	ー	ー		8	10		52					
53	MJ010			総合譲渡・短期収入	ー	ー		8	10		53	補記必要 KSKの場合はXTX抽出時に補完				
54	MJ011			総合譲渡・長期収入	ー	ー		8	10		54	補記必要 KSKの場合はXTX抽出時に補完				
55	MJ012			一時収入	ー	ー		8	10		55	補記必要				
56	MJ013			非課税収入	ー	ー		8	10		56					
57	MJ014			雑・業務収入	ー	ー		8	10		57					2021
58	MJ015			予備	ー	ー		8	10		58					
59	MJ016			総合譲渡・短期経費	ー	ー		8	10		59	チェックに使います。				2022
60	MJ017			総合譲渡・長期経費	ー	ー		8	10		60	チェックに使います。				2022
61	MJ018			一時経費	ー	ー		8	10		61	チェックに使います。				2022
62	MJ019			分離短期・一般収入	ー	ー		8	10		62					
63	MJ020			分離短期・軽減収入	ー	ー		8	10		63					
64	MJ021			分離長期・一般収入	ー	ー		8	10		64					
65	MJ022			分離長期・特定収入	ー	ー		8	10		65					
66	MJ023			分離長期・軽課収入	ー	ー		8	10		66					
67	MJ024			株式（一般分）収入	ー	ー		8	10		67					
68	MJ025			株式（上場分）収入	ー	ー		8	10		68					
69	MJ026			株式（上場株式配当）収入	ー	ー		8	10		69					
70	MJ027			先物取引収入	ー	ー		8	10		70					
71	MJ028			山林収入	ー	ー		8	10		71					
72	MJ029			退職収入	ー	ー		8	10		72					
73	MJ030			分離牛収入	ー	ー		8	10		73					
74	MJ031			住借控除借入金額年末残高３（被災住居分）	ー	ー		8	10		74	新築居住開始年月日（被災住居分）と連動				2025
75	MJ032			住借控除借入金額年末残高１（新築分家土地）	ー	ー		8	10		75	新築居住日連動（共有持分後の控除対象残高）				
76	MJ033			住借控除借入金額年末残高２（増改築分）	ー	ー		8	10		76	増築居住日連動（共有持分後の控除対象残高）				
77	MJ034			住借控除借入金額年末残高４（被災住居増改築分）	ー	ー		8	10		77	増改築居住開始年月日（被災住居分）と連動				2025
78	MJ035			営業所得	O	ー	DOUBLE	8	10		78		（住申） ①の金額をパンチ			
79	MJ036			農業所得	O	ー		8	10		79		（住申） ②の金額をパンチ			
80	MJ037			予備	ー	ー		8	10		80					
81	MJ038			不動産所得	O	ー		8	10		81		（住申） ③の金額をパンチ			
82	MJ039			利子所得	O	ー		8	10		82		（住申） ④の金額をパンチ			
83	MJ040			配当所得	O	ー		8	10		83	後の項目セットしない場合全額株式配当（利益の配当）扱いになります。	（住申） ⑤の金額をパンチ			
84	MJ041			給与所得	ー	ー		8	10		84					
85	MJ042			雑・所得小計	ー	ー		8	10		85					
86	MJ043			雑・その他所得	O	ー		8	10		86		（住申） ⑨の金額をパンチ			
87	MJ044			総合譲渡・短期（差引控除前）	O	O		8	10		87	第二表差引金額	（住申） 「９ 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」の（総合譲渡（短期））に記載がある場合、該当する欄の「差引金額」をパンチ	（ＫＳＫ） 「総合課税の譲渡所得、一時所得に関する事項」の所得の種類に（譲渡（短期））が記載されている場合、該当する欄の「差引金額」をパンチ		2021
88	MJ045			総合譲渡・長期（差引控除前）	O	O		8	10		88	第二表差引金額	（住申） 「９ 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」の（総合譲渡（長期））に記載がある場合、該当する欄の「差引金額」をパンチ	（ＫＳＫ） 「総合課税の譲渡所得、一時所得に関する事項」の所得の種類に（譲渡（長期））が記載されている場合、該当する欄の「差引金額」をパンチ		2021
89	MJ046			一時（控除後１／２前）	O	ー		8	10		89	確申収入金等				
90	MJ047			総合短期＋（総合長期＋一時所得）／２	O	ー		8	10		90	単票検算に使用します。				
91	MJ048			一時所得（差引控除前）	O	O		8	10		91	第二表差引金額 （差引を直接使うのではなく特後MJ046を生成します。）	（住申） 「９ 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」の（一時）に記載がある場合、該当する欄の「差引金額」をパンチ	（ＫＳＫ） 「総合課税の譲渡所得、一時所得に関する事項」の所得の種類に（一時）が記載されている場合、該当する欄の「差引金額」をパンチ		2021
92	MJ049			雑・年金所得	ー	ー		8	10		92					2021
93	MJ050			総合課税所得合計（合計所得）	ー	ー		8	10		93	総合課税Ｂ申の合計所得（分離含まず・含めても構わない）				
94	MJ051			総合譲渡・短期（特後所得）	O	ー		8	10		94	第一表収入金等 （差引MJ044を生成します。）	（住申） コの金額をパンチ			
95	MJ052			総合譲渡・長期（特後所得１／２前）	O	ー		8	10		95	第一表収入金等 （差引MJ045を生成します。）	（住申） サの金額をパンチ			
96	MJ053			分離短期・一般（特前）	ー	ー		8	10		96	特前				
97	MJ054			分離短期・軽減（特前）	ー	ー		8	10		97					
98	MJ055			分離長期・一般（特前）	ー	ー		8	10		98					
99	MJ056			分離長期・特定（特前）	ー	ー		8	10		99					
100	MJ057			分離長期・軽課（特前）	ー	ー		8	10		100					
101	MJ058			分離短期・一般（特後）	ー	ー		8	10		101					
102	MJ059			分離短期・軽減（特後）	ー	ー		8	10		102					
103	MJ060			分離長期・一般（特後）	ー	ー		8	10		103					
104	MJ061			分離長期・特定（特後）	ー	ー		8	10		104					
105	MJ062			分離長期・軽課（特後）	ー	ー		8	10		105					
106	MJ063			株式（一般分）所得	ー	ー		8	10		106					
107	MJ064			株式（上場分）所得	ー	ー		8	10		107	通算後（マイナスの場合は上場株配当と）				
108	MJ065			株式（上場株式配当）所得	ー	ー		8	10		108	通算後（上場株マイナスと）				
109	MJ066			先物取引所得	ー	ー		8	10		109					
110	MJ067			山林所得	ー	ー		8	10		110	特後（総合課税から食われる場合は特後損前）				
111	MJ068			退職所得	ー	ー		8	10		111	特後１／２後（総合課税から食われる場合は損前）				
112	MJ069			分離牛所得	ー	ー		8	10		112	100万超分の免税対象所得で免税所得の内書(合算時未使用)				
113	MJ070			非課税所得	ー	ー		8	10		113					
114	MJ071			雑・業務所得（業務雑所得）	O	ー		8	10		114		（住申） ⑧の金額をパンチ			2021
115	MJ072			修正前の第３期分の税額	ー	ー		8	10		115					2023
116	MJ073			第３期分の税額の増加額	ー	ー		8	10		116					2023
117	MJ074			合計所得	ー	ー		8	10		117	分離込みの合計所得金額を抽出。KSKの損失で合計所得が省略されている場合は補記が必要です。				
118	MJ075			総合譲渡短期特別控除	ー	ー	DOUBLE	8	10		118	収用控除ありは手修正必要				
119	MJ076			総合譲渡長期特別控除	ー	ー		8	10		119	収用控除ありは手修正必要				
120	MJ077			一時所得特別控除	ー	ー		8	10		120					
121	MJ078			分離短期・一般(特別控除)	O	ー		8	10		121					
122	MJ079			分離短期・軽減(特別控除)	O	ー		8	10		122					
123	MJ080			分離長期・一般(特別控除)	O	ー		8	10		123					
124	MJ081			分離長期・特定(特別控除)	O	ー		8	10		124					
125	MJ082			分離長期・軽課(特別控除)	O	ー		8	10		125					
126	MJ083			上場株式特別控除	ー	ー		8	10		126	廃止				
127	MJ084			山林所得特別控除	ー	ー		8	10		127	合算時未使用（パンチ不可項目のため）				
128	MJ085			分離譲渡・特定譲渡損失	ー	ー		8	10		128	総合課税と損通する額（±補正します）検算使用計算無。				
129	MJ086			専従者給与収入	ー	ー		8	10		129	給与収入内訳				
130	MJ087			特定支出（給与）	ー	ー		8	10		130	支出額				
131	MJ088			利益の配当（所得）	ー	O		8	10		131	内訳がない場合、所得税の配当所得は利益配当と見なします。 ↑ここに住民税適用の額を加算してセットして下さい。		（ＫＳＫ） 住民税・事業税に関する事項の非上場株式の少額配当等をパンチ		
132	MJ089			一般外貨投信（所得）	ー	ー		8	10		132					
133	MJ090			私募証券投信（所得）	ー	ー		8	10		133	該当ある場合は直接編集				
134	MJ091			特定外貨投信（所得）	ー	ー		8	10		134					
135	MJ092			特定居住用譲渡損失の借入金残高	ー	ー		8	10		135	特定譲渡損の場合にセット				
136	MJ093			総合課税所得金額	ー	ー		8	10		136	総合課税課税標準額				
137	MJ094			山林課税標準額	ー	ー		8	10		137	山林課税標準額				

138	MJ095			退職課税標準額	－	－		8	10		138	退職課税標準額			
139	MJ096			短期譲渡課税標準額	－	－		8	10		139	短期譲渡課税標準額			
140	MJ097			長期譲渡課税標準額	－	－		8	10		140	長期譲渡課税標準額			
141	MJ098			株式譲渡課税標準額	－	－		8	10		141	株式譲渡課税標準額			
142	MJ099			上株配当課税標準額	－	－		8	10		142	上株配当課税標準額			
143	MJ100			先物取引課税標準額	－	－		8	10		143	先物取引課税標準額			
144	MJ101			予約	－	－		8	10		144	ユーザー予約			
145	MJ102			雑損控除・控除	○	－	DOUBLE	8	10		145	国税対象控除額	（住申） ㉗の金額をパンチ		
146	MJ103			雑損控除・損失額	－	－		8	10		146				
147	MJ104			雑損控除・補てん金額	－	－		8	10		147				
148	MJ105			雑損控除・関連支出	－	－		8	10		148				
149	MJ106			医療費控除・控除	○	－		8	10		149	国税対象控除額	（住申） ㉘の金額をパンチ		
150	MJ107			医療費控除・支払医療費	－	－		8	10		150				
151	MJ108			医療費控除・補てん金額	－	－		8	10		151				
152	MJ109			社会保険料控除	○	－		8	10		152		（住申） ⑬の金額をパンチ		
153	MJ110			特定親族特別控除対象の人数	○	－		8	10		153		（住申） 補記シートを参照			2026
154	MJ111			特定親族特別控除の額	－	－		8	10		154					2026
155	MJ112			特定親族特別控除対象の人数（住）	－	－		8	10		155					2026
156	MJ113			生命保険・介護医療支払	○	○		8	10		156				
157	MJ114			生命保険・新一般支払	○	○		8	10		157				
158	MJ115			生命保険・新個人支払	○	○		8	10		158				
159	MJ116			小規模企業共済	○	－		8	10		159				
160	MJ117			生命保険・控除	－	－		8	10		160	YF013を"1"以外とした場合は合算時に控除額を直接転送します。 YF013を"1"とした場合は合算時に支払額から計算した値を利用するため控除額は直接転送しません。 ※"1"の場合、転送はしませんが住民税ベースで申告書記載の控除額と支払額から計算した控除額の比較チェックには利用可能です。	（住申） YF013＝"1"とするため、パンチしない。		
161	MJ118			生命保険・旧一般支払	○	○		8	10		161				
162	MJ119			生命保険・旧個人支払	○	○		8	10		162				
163	MJ120			地震保険・控除	－	－		8	10		163	YF013を"1"以外とした場合は合算時に控除額を直接転送します。 YF013を"1"とした場合は合算時に支払額から計算した値を利用するため控除額は直接転送しません。 ※"1"の場合、転送はしませんが住民税ベースで申告書記載の控除額と支払額から計算した控除額の比較チェックには利用可能です。	（住申） YF013＝"1"とするため、パンチしない。		
164	MJ121			地震保険・地震保険支払	○	○		8	10		164				
165	MJ122			地震保険・旧長期損保支払	○	○		8	10		165				
166	MJ123			予備	－	－		8	10		166				
167	MJ124			寄附金控除・控除	－	－		8	10		167	国税対象控除額			
168	MJ125			寄附金控除・支払金額	－	○		8	10		168	国税対象支払額		（ＫＳＫ） 寄附金に関する事項の寄附金をパンチ	
169	MJ126			寄附金控除・日赤等支払	○	○		8	10		169	住民税該当分で都道府県・市区町村、日赤分合計	（住申） 共同募金、日赤その他の寄附に記載がある場合にパンチ	（ＫＳＫ） 住民税・事業税に関する事項の共同募金、日赤その他の寄附をパンチ	
170	MJ127			予備	－	－		8	10		170	廃止（旧：定額減税人数）				2026
171	MJ128			配偶者控除	－	－		8	10		171	国税対象控除額			
172	MJ129			配偶者特別控除	－	－		8	10		172	YF013を"1"以外とした場合は合算時に控除額を直接転送します。 YF013を"1"とした場合は合算時に配偶者合計所得から算出した値を利用するため控除額は直接転送しません。 ※"1"の場合、転送はしませんが住民税ベースで申告書記載の控除額と配偶者合計所得から計算した控除額の比較チェックには利用可能です。 住民税パンチで配特が33万円のときは所得税値として38万円を採用しますが、36万円の可能性もあり、その場合は2万円分多く控除することになります。配偶者合計所得があればそちらから適切な控除額が計算できるので、適正課税のためには配偶者合計所得をパンチすることをお勧めします。	パンチ不要		
173	MJ130			配偶者の合計所得	○	－		8	10		173				
174	MJ131			扶養控除	－	－		8	10		174	控除額の判定は行いません。後方Fdataとの照合のみ実施。			
175	MJ132			本人控除・老年者	－	－		8	10		175	廃止			
176	MJ133			本人控除・寡婦ひとり親	－	－		8	10		176	控除額の判定は行いません。後方Fdataとの照合のみ実施。			
177	MJ134			本人控除・勤労学生	－	－		8	10		177	↓			
178	MJ135			本人控除・障害者控除	－	－		8	10		178	↓			
179	MJ136			本人控除・勤労学生＋障害者	－	－		8	10		179	↓			

180	MJ137			寄附金控除・住民税該当控除額	ー	ー		8	10		180	廃止				
181	MJ138			寄附金控除・条例指定市区町村分	○	○		8	10		181	市区町村民税から税額控除になる支払額(認定外NPO含む)	（住申） 条例指定分市区町村に記載がある場合にパンチ	（ＫＳＫ） 住民税・事業税に関する事項の市区町村条例指定寄附をパンチ		
182	MJ139			寄附金控除・条例指定都道府県分	○	○		8	10		182	都道府県民税から税額控除になる支払額(認定外NPO含む)	（住申） 条例指定分都道府県に記載がある場合にパンチ	（ＫＳＫ） 住民税・事業税に関する事項の都道府県条例指定寄附をパンチ		
183	MJ140			寄附金控除・ふるさと納税分	○	○		8	10		183	ふるさと納税適用分の支払額	（住申） 都道府県、市区町村分（特例控除対象）に記載がある場合にパンチ	（ＫＳＫ） 住民税・事業税に関する事項の都道府県・市区町村への寄附（特例控除対象）をパンチ		
184	MJ141			予備	ー	ー		8	10		184					
185	MJ142			予備	ー	ー		8	10		185					
186	MJ143			控除小計（Ａ申⑯、Ｂ申㉑）	ー	ー		8	10		186	小計は控除合計－雑医寄（未使用）				
187	MJ144			基礎控除	ー	ー		8	10		187	2025までは(控除小計-基礎控除)で給報スルー判定していましたが、2026の基礎控除制度改正により控除小計(すなわち基礎控除込み)で給報スルー判定を行うようになります。				
188	MJ145			控除合計	ー	ー		8	10		188	確申で控除⑯比較申給合算をするなら必須				
189	MJ146			総税額合計	ー	ー	DOUBLE	8	10		189					
190	MJ147			専従者控除合計	○	ー		8	10		190		（住申） 「１０ 事業専従者に関する事項」の専従者給与（控除）合計額をパンチ			
191	MJ148			配専（人数）	○	ー		8	10		191		（住申） 補記シートを参照			
192	MJ149			他専（人数）	○	ー		8	10		192		（住申） 補記シートを参照			
193	MJ150			青申控除合計	ー	ー		8	10		193					
194	MJ151			外国税額控除（外国税額控除⑱）	ー	ー		8	10		194	分配時調整外国税相当額控除可能額を含む前				2022
195	MJ152			予備	ー	ー		8	10		195	廃止（旧：再々差引税額（基準所得税額））				2026
196	MJ153			公的年金以外の所得	ー	ー		8	10		196					2021
197	MJ154			非居住者（国外扶養者）人数	ー	ー		8	10		197					2024
198	MJ155			配当控除	ー	ー		8	10		198					
199	MJ156			リース料控除	ー	ー		8	10		199					
200	MJ157			住宅借入金等特別控除	○	ー		8	10		200	控除可能額として入力の事	（住申） 「１５ 住宅借入金等特別控除に関する事項」の住宅借入金特別控除可能額をパンチ			
201	MJ158			寄附金等特別控除（合計）	ー	ー		8	10		201	政党、震災、ＮＰＯの合計値になります。				
202	MJ159			差引税額	ー	ー		8	10		202					
203	MJ160			外国税額控除	ー	ー		8	10		203					
204	MJ161			免税所得(所得)	ー	ー		8	10		204	補記必要（分離牛の免税対象所得を含む）				
205	MJ162			分離牛課税額	ー	ー		8	10		205	補記必要				
206	MJ163			再差引税額	ー	ー		8	10		206	定額減税前税額（ふるさと納税、年金特徴の基準額）				2025
207	MJ164			所得税及び復興特別所得税の額	ー	ー		8	10		207	項目は設けましたけど必要ないです。				2025
208	MJ165			源泉徴収税額	ー	ー		8	10		208					
209	MJ166			申告納税額	ー	ー		8	10		209					
210	MJ167			予定納税（１期・２期）	ー	ー		8	10		210					
211	MJ168			納める税金（第３期）	ー	ー		8	10		211					
212	MJ169			還付される税金（第３期）	ー	ー		8	10		212					
213	MJ170			住宅耐震(断熱・高齢・認定長期)改修特別控除	ー	ー		8	10		213					
214	MJ171			復興所得税	ー	ー		8	10		214	差し替え				
215	MJ172			外国所得税額⑬	ー	ー		8	10		215					2021
216	MJ173			純損失繰越控除（総合）（控除額）	ー	ー	DOUBLE	8	10		216					
217	MJ174			純損失繰越控除（土地超短期）（控除額）	ー	ー		8	10		217	未使用				
218	MJ175			純損失繰越控除（土地短期）（控除額）	ー	ー		8	10		218	未使用				
219	MJ176			純損失繰越控除（分離短期）（控除額）	ー	ー		8	10		219	未使用				
220	MJ177			純損失繰越控除（分離長期）（控除額）	ー	ー		8	10		220	未使用				
221	MJ178			純損失繰越控除（山林）（控除額）	ー	ー		8	10		221					
222	MJ179			居住用譲渡損失（控除額）	ー	ー		8	10		222					
223	MJ180			雑損失繰越控除（控除額）	ー	ー		8	10		223					
224	MJ181			株式譲渡損失（控除額）	ー	ー		8	10		224	株式譲渡から差し引く分				
225	MJ182			先物取引損失（控除額）	ー	ー		8	10		225	先物取引から差し引く分				
226	MJ183			繰り越す株式譲渡損失	ー	ー		8	10		226	翌年へ繰り越す分				
227	MJ184			繰り越す先物取引損失	ー	ー		8	10		227	翌年へ繰り越す分				
228	MJ185			株式譲渡損失（上場株配当分）（控除額）	ー	ー		8	10		228	上場株配当から差し引く上場株譲渡損失				
229	MJ186			平均課税対象金額	ー	ー		8	10		229	未使用				
230	MJ187			変動所得本年	ー	ー		8	10		230					
231	MJ188			変動所得前年	ー	ー		8	10		231					
232	MJ189			変動所得前々年	ー	ー		8	10		232					
233	MJ190			変動所得内雑所得	ー	ー		8	10		233					
234	MJ191			臨時所得	ー	ー		8	10		234					
235	MJ192			臨時所得内雑所得	ー	ー		8	10		235					
236	MJ193			配当割額控除額	○	○		8	10		236		（住申） 「１１ 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項」の配当割額控除額をパンチ	（ＫＳＫ） 住民税・事業税に関する事項の配当割額控除額をパンチ		
237	MJ194			株式譲渡所得割額控除額	○	○		8	10		237		（住申） 「１１ 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項」の株式等譲渡所得割額控除額をパンチ	（ＫＳＫ） 住民税・事業税に関する事項の株式等譲渡所得割額控除額をパンチ		
238	MJ195			分離短期・一般（経費）	ー	ー		8	10		238					
239	MJ196			分離短期・軽減（経費）	ー	ー		8	10		239					
240	MJ197			分離長期・一般（経費）	ー	ー		8	10		240					
241	MJ198			分離長期・特定（経費）	ー	ー		8	10		241					
242	MJ199			分離長期・軽課（経費）	ー	ー		8	10		242					
243	MJ200			災害減免控除	ー	ー		8	10		243					
244	MJ201			非居住者の特例	ー	○		8	10		244			（ＫＳＫ）住民税・事業税に関する事項の非居住者の特例をパンチ		
245	MJ202			外国税額控除（所得税控除限度額⑦）	ー	ー		8	10		245					2021
246	MJ203			外国税額控除本年使用額(道府県民税分)**本年分**控除余裕額	ー	ー		8	10		246					2022
247	MJ204			外国税額控除本年使用額(市町村民税分)**本年分**控除余裕額	ー	ー		8	10		247					2022
248	MJ205			純損失繰越控除（総合）（控除可能額等）	ー	ー		8	10		248					
249	MJ206			純損失繰越控除（土地超短期）（控除可能額等）	ー	ー		8	10		249					
250	MJ207			純損失繰越控除（土地短期）（控除可能額等）	ー	ー		8	10		250					
251	MJ208			純損失繰越控除（分離短期）（控除可能額等）	ー	ー		8	10		251					
252	MJ209			純損失繰越控除（分離長期）（控除可能額等）	ー	ー		8	10		252					
253	MJ210			純損失繰越控除（山林）（控除可能額等）	ー	ー		8	10		253					
254	MJ211			居住用譲渡損失（控除可能額等）	ー	ー		8	10		254					
255	MJ212			雑損失繰越控除（控除可能額等）	ー	ー		8	10		255					
256	MJ213			株式譲渡損失（控除可能額等）	ー	ー		8	10		256					
257	MJ214			先物取引損失（控除可能額等）	ー	ー		8	10		257					
258	MJ215			株式譲渡損失（上場株配当分）（控除可能額等）	ー	ー		8	10		258					
259	MJ216			特定株式譲渡損失（一般分）（控除可能額等）	ー	ー		8	10		259					
260	MJ217			特定株式譲渡損失（上場分）（控除可能額等）	ー	ー		8	10		260					
261	MJ218			外国税額控除本年使用額(道府県民税分)**合計**控除余裕額	ー	ー		8	10		261					2022
262	MJ219			外国税額控除本年使用額(市町村民税分)**合計**控除余裕額	ー	ー		8	10		262					2022
263	MJ220			予備	ー	ー		8	10		263	廃止（旧：令和6年分特別税額控除）				2026
264	FDATA [1]			控配	○	ー	UTF8	1	1	1	264	"1":該当	（住申） 補記シートを参照	以下、項目毎に全部		
265	FDATA [2]			老配（上記と排他）	○	ー	250	1	1	2	265	"1":該当	（住申） 補記シートを参照	カンマで区切って下さい。		
266	FDATA [3]			一般扶養（人数）	○	ー		2	2	3	266	人数	（住申） 補記シートを参照			
267	FDATA [5]			特定扶養（人数）	○	ー		2	2	5	267	人数	（住申） 補記シートを参照			
268	FDATA [7]			老人扶養（人数）	○	ー		2	2	7	268	人数	（住申） 補記シートを参照			
269	FDATA [9]			内同居老親（人数）	○	ー		2	2	9	269	人数	（住申） 補記シートを参照			
270	FDATA [11]			普通障害（人数）	○	ー		2	2	11	270	人数	（住申） 補記シートを参照			
271	FDATA [13]			特別障害（人数）	○	ー		2	2	13	271	人数	（住申） 補記シートを参照			
272	FDATA [15]			内同居特障（人数）	○	ー		2	2	15	272	人数	（住申） 補記シートを参照			
273	FDATA [17]			年少扶養（人数）	○	ー		2	2	17	273	人数	（住申） 補記シートを参照			
274	FDATA [19]			23歳未満親族（人数）上記扶養に該当しない分	○	ー		1	1	19	274	調整控除対象	（住申） 補記シートを参照			2021
275	FDATA [20]			未成年	ー	ー		1	1	20	275	"1":該当				

276	FDATA [21]			本人普通障害	○	○		1	1	21	276	"1":該当	（住申）補記シート	（ＫＳＫ） 本人に関する事項の障害者にチェックがあるとき、「1」をパンチ		
277	FDATA [22]			本人特別障害	○	○		1	1	22	277	"1":該当	（住申）補記シート	（ＫＳＫ） 本人に関する事項の特別障害者にチェックがあるとき、「1」パンチ		
278	FDATA [23]			同一生計配偶者	○	○		1	1	23	278	"1":該当	（住申） 同一生計配偶者欄にチェックがあるとき、「1」をパンチ	（ＫＳＫ） 配偶者や親族に関する事項の配偶者欄の同一に○があるとき、「1」をパンチ		
279	FDATA [24]			寡婦控除	○	○		1	1	24	279	"1":該当	（住申） 本人該当の寡婦にチェックがあるとき、「1」パンチ	（ＫＳＫ） 本人に関する事項又は退職所得のある配偶者・親族の寡婦にチェックがあるとき、「1」をパンチ		2021
280	FDATA [25]			ひとり親控除	○	○		1	1	25	280	"1":該当	（住申） 本人該当のひとり親にチェックがあるとき、「1」パンチ	（ＫＳＫ） 本人に関する事項又は退職所得のある配偶者・親族のひとり親にチェックがあるとき、「1」をパンチ		2021
281	FDATA [26]			旧寡婦控除	ー	ー		1	1	26	281	"1":該当（未使用）				
282	FDATA [27]			寡婦理由：死別等	○	○		1	1	27	282	"1":死別 "2":離婚 "3":生死不明 "4":未帰還 " ","0"(デフォルト):離婚または死別(OPTに従う)	"1":死別 "2":離婚 "3":生死不明 "4":未帰還 " ","0"(デフォルト):離婚または死別(OPTに従う)			
283	FDATA [28]			勤労学生	○	○		1	1	28	283	"1":該当	（住申） 本人該当の勤労学生にチェックがあるとき、「1」パンチ	（ＫＳＫ） 本人に関する事項の勤労学生にチェックがあるとき、「1」をパンチ		
284	FDATA [29]			配偶者普通障害（内訳人数）	ー	ー		1	1	29	284	"1":該当（普通障害者の人数に対する内訳）未使用				
285	FDATA [30]			配偶者特別障害（内訳人数）	ー	ー		1	1	30	285	"1":該当（特別障害者の人数に対する内訳）未使用				
286	FDATA [31]			配偶者同居特障（内訳人数）	ー	ー		1	1	31	286	"1":該当（同居特別障害者の人数に対する内訳）未使用				
287	FDATA [32]			所得税で控配とした専従	ー	○		1	1	32	287	"1":該当		（ＫＳＫ） 「所得税で控除対象配偶者などとした専従者」欄に氏名の記載があるか、その右欄（給与額）に1円以上の金額の記載がある場合、「1」をパンチ		
288	FDATA [33]			16-18歳旧（前期）特定扶養（人数）	ー	ー		1	1	33	288	人数（Max 9人）				
289	FDATA [34]			控配区分	ー	ー		1	1	34	289	"1":該当 未使用				
290	FDATA [35]			外税区分	ー	ー		1	1	35	290	"1":外国税控除 "2":分配時調整外国税相当額控除 "3":両方				
291	FDATA [36]			システム予約	ー	ー		1	1	36	291	旧：特定取得フラグ '単票検算、合算時に利用されません。 合算運用設定にて、「他システム連携」としている一部ユーザーのみ連携に使用します。				
292	FDATA [37]			住借控除適用区分３（被災住居分）	ー	ー		2	2	37	292					2025
293	FDATA [39]			住借控除適用区分４（被災住居分）	ー	ー		2	2	39	293					2025
294	FDATA [41]			住借控除適用区分１	○	○		2	2	41	294	01:住、02:認、03:増、04:震 11:住(特)、12:認(特)、13:増(特) 21:住(特特)、22:認(特特)、24震(特特) 31:住(特特特)、32:認(特特特)、34震(特特特) 41:住(特家)、42:認(特家)、44:震(特家) 72:認(特個)、74:震(特個)、 76:認(特個＋特家)、78:震(特個＋特家) 81:認定(Ｚ省特例)・一般(特例)、 83:認定(優炭特例)、 84:震災(特例)、82:認定(優炭)、 85:認定(Ｚ)、86:認定(省)、 87:認定(新水準既存)、88:一般(新築)、89:一般(既存)、 8A:震災(新築)、8B:震災(既存) パンチ内容については、「住宅借入金税制HXX～RXX.xlsx」をご確認ください。	（住申） 「１５ 住宅借入金等特別控除に関する事項」の区分について、以下の区分に対応する数値をパンチ 01:住、02:認、03:増、04:震 11:住(特)、12:認(特)、13:増(特) 21:住(特特)、22:認(特特)、24震(特特) 31:住(特特特)、32:認(特特特)、34震(特特特) ※記載がすでに数値で上記01～34である場合はそのままパンチ ※上記いずれの記載もなく、居住年月日のみ記載されている場合は「01」をパンチ	（ＫＳＫ） 01:住、02:認、03:増、04:震 11:住(特)、12:認(特)、13:増(特) 21:住(特特)、22:認(特特)、24震(特特) 31:住(特特特)、32:認(特特特)、34震(特特特) ※上記いずれの記載もなく、居住年月日のみ記載されている場合は「01」をパンチ	2025
295	FDATA [43]			住借控除適用区分２	ー	ー		2	2	43	295					2025
296	FDATA [45]			予備	ー	ー		1	1	45	296					
297	FDATA [46]			医療費控除選択コード	○	ー		1	1	46	297	"1":セルフメディケーション選択	（住申） 医療費控除区分に「1」の記載ある場合、「1」をパンチ」			
298	FDATA [47]			給与区分コード	○	ー		1	1	47	298	第一表項目 "1":所得金額調整控除①該当 "2":所得金額調整控除②該当 "3":①と②の両方該当 " ","0":該当無し '扶養者の記載状況如何で給与区分が無いと調整控除対象か判断できないケースが有るため、区分を設けています。国税OCR誤読注意。	（住申） 給与の区分欄に数値の記入あれば、その数値をパンチ			
299	FDATA [48]			予備	ー	ー		1	1	48	299	旧：特定配当等及び特定株式等譲渡所得の全部を申告不要				2024
300	FDATA [49]			予備	ー	ー		1	1	49	300					
301	FDATA [50]			予備	ー	ー		1	1	50	301					
302				分離条文１．短期一般	ー	ー		40	1	1		分離条文８バイト×５本で１項目				
				分離条文２．短期軽減	ー	ー			9	9	302					
				分離条文３．長期一般	ー	ー			17	17						
				分離条文４．長期特定	ー	ー			25	25						
				分離条文５．長期軽課	ー	ー			33	33						
303	FDATA [91]			(退)控対配	ー	ー		1	1	91	303	確申で退職所得有りの控配・扶養で登録された人数を格納。				
304	FDATA [92]			(退)老配（上記と排他）	ー	ー		1	1	92	304	住申の場合は、パンチ不要です。				
305	FDATA [93]			(退)一般扶養（人数）	ー	ー		2	2	93	305	退職所得有りに記載された方の扶養区分を判断し、				
306	FDATA [95]			(退)特定扶養（人数）	ー	ー		2	2	95	306	人数補記して格納します。				
307	FDATA [97]			(退)老人扶養（人数）	ー	ー		2	2	97	307	配特（退職所得を除く所得金額が58万円より大きい）場合は				
308	FDATA [99]			(退)内同居老親（人数）	ー	ー		2	2	99	308	明細への入力が必要です。 2023/1/13				
309	FDATA [101]			(退)普通障害（人数）	ー	ー		2	2	101	309					
310	FDATA [103]			(退)特別障害（人数）	ー	ー		2	2	103	310					
311	FDATA [105]			(退)内同居特障（人数）	ー	ー		2	2	105	311					
312	FDATA [107]			(退)年少扶養（人数）	ー	ー		2	2	107	312					
313	FDATA [109]			(退)23歳未満親族（人数）上記扶養に該当しない分	ー	ー		1	1	109	313					
314	FDATA [110]			ー	ー	ー		1	1	110	314					
315	FDATA [111]			ー	ー	ー		1	1	111	315					
316	FDATA [112]			ー	ー	ー		1	1	112	316					
317	FDATA [113]			(退)同一生計配偶者	ー	ー		1	1	113	317					
318	FDATA [114]			(退)寡婦控除	ー	ー		1	1	114	318					
319	FDATA [115]			(退)ひとり親控除	ー	ー		1	1	115	319					
320	FDATA [116]			ー	ー	ー		1	1	116	320					
321	FDATA [117]			(退)寡婦理由：死別等	ー	ー		1	1	117	321	申告書には記載欄がありません。				
322	FDATA [118]			(退)勤労学生	ー	ー		1	1	118	322	申告書には記載欄がありません。				
323	FDATA [119]			(退)配偶者普通障害（内訳人数）	ー	ー		1	1	119	323	"1":該当（普通障害者の人数に対する内訳）未使用				
324	FDATA [120]			(退)配偶者特別障害（内訳人数）	ー	ー		1	1	120	324	"1":該当（特別障害者の人数に対する内訳）未使用				
325	FDATA [121]			(退)配偶者同居特障（内訳人数）	ー	ー		1	1	121	325	"1":該当（同居特別障害者の人数に対する内訳）未使用				
326	FDATA [122]			ー	ー	ー		1	1	122	326					
327	FDATA [123]			(退)16-18歳旧（前期）特定扶養（人数）	ー	ー		1	1	123	327	人数（Max 9人）未使用				
328	FDATA [124]			予備	ー	ー		1	1	124	328					
329	FDATA [125]			予備	ー	ー		1	1	125	329					

330	FDATA [126]			予備	ー	ー		1	1	126	330					
331	FDATA [127]			予備	ー	ー		1	1	127	331					
332	FDATA [128]			予備	ー	ー		1	1	127	332					
	FDATA [129]			予備	ー	ー		1	1	129	333					
				特親区分１（人数）	ー	ー		1	1	130	334	補△：特親区分に基づいて控除額を算出します。特親区分の人数パンチは難しい場合は、検算エラーから対象を把握して補記修正画面での入力を行ってください。 親族等の合計所得金額に該当する人数 58-85万円以下	特定親族特別控除額に該当する人数 63万円		2026
				特親区分２（人数）	ー	ー		1	1	131	335	85-90万円以下	61万円		2026
				特親区分３（人数）	ー	ー		1	1	132	336	90-95万円以下	51万円 （住申の45万円はこちら）		2026
				特親区分４（人数）	ー	ー		1	1	133	337	95-100万円以下	41万円		2026
				特親区分５（人数）	ー	ー		1	1	134	338	100-105万円以下	31万円		2026
				特親区分６（人数）	ー	ー		1	1	135	339	105-110万円以下	21万円		2026
				特親区分７（人数）	ー	ー		1	1	136	340	110-115万円以下	11万円		2026
				特親区分８（人数）	ー	ー		1	1	137	341	115-120万円以下	6万円		2026
				特親区分９（人数）	ー	ー		1	1	138	342	120-123万円以下	3万円		2026
				予備	ー	ー		1	1	139	343				2026
				（住）特親区分１（人数）	ー	ー		1	1	140	344	※退職所得有の19歳以上23歳未満がいた場合のみ使用します。 ※〇住パンチ注意点をご確認ください。 親族等の合計所得金額に該当する人数 58-85万円以下	特定親族特別控除額に該当する人数 45万円		2026
				（住）特親区分２（人数）	ー	ー		1	1	141	345	85-90万円以下	45万円		2026
				（住）特親区分３（人数）	ー	ー		1	1	142	346	90-95万円以下	45万円		2026
				（住）特親区分４（人数）	ー	ー		1	1	143	347	95-100万円以下	41万円		2026
				（住）特親区分５（人数）	ー	ー		1	1	144	348	100-105万円以下	31万円		2026
				（住）特親区分６（人数）	ー	ー		1	1	145	349	105-110万円以下	21万円		2026
				（住）特親区分７（人数）	ー	ー		1	1	146	350	110-115万円以下	11万円		2026
				（住）特親区分８（人数）	ー	ー		1	1	147	351	115-120万円以下	6万円		2026
				（住）特親区分９（人数）	ー	ー		1	1	148	352	120-123万円以下	3万円		2026
				予備	ー	ー		1	1	149	353				2026
				予備	ー	ー		1	1	150	354				2026
				予備	ー	ー		100	100	151	355				2026
265	NKYOJYUBIU			新築居住開始年月日家屋・土地	○	○	UTF8	8	8		356		（住申） 「１５ 住宅借入金等特別控除に関する事項」の居住開始年月日をパンチ "0"+元号７桁 （1:明治、2:大正、3:昭和、4:平成、5:令和）	"0"+元号７桁 （1:明治、2:大正、3:昭和、4:平成、5:令和）		
266	NKYOJYUBID			新築居住開始年月日（被災住居分）	ー	ー	UTF8	8	8		357	震災被災分の再取得				
267	ZKYOJYUBIU			増改築居住開始年月日	ー	ー	UTF8	8	8		358	eTAX連携用拡張項目				
268	ZKYOJYUBID			増改築居住開始年月日（被災住居分）	ー	ー	UTF8	8	8		359	震災被災分の再取得				
269	SAIKYOJYUBI			再居住開始年月日	ー	ー	UTF8	8	8		360	未使用				
270	GENZIP			現住所郵便番号	ー	ー	UTF8	8	8		361					
271	GENADDR			現住所	ー	ー	UTF8	400	100		362					
272	JOBUN		1	何でも条文	ー	ー	UTF8	800	200		363					
273	YF006			特定支出コード左３桁。	ー	ー	UTF8	3	3		364	"000"　長さ注意	未パンチの場合はXTX値を採用			
274	YF007			電話番号	ー	ー	UTF8	14	14		365	電話番号に使用　長さ注意	一部団体のみ使用			
275	YF008			予備	ー	ー	UTF8	8	8		366	旧：XTX確定申告書バージョン				2024
276	YF009			予備	ー	ー	UTF8	8	8		367					
277	YF010			予備			UTF8	8	8		368					
278	YF015			**パンチ時イメージ解読不可**	○	○		1	1		369	"1":該当	（住申） ①補記シート項目名：「調査」に１が記載されている時、「１」をパンチ ②解読できない項目があるとき「1」をパンチ	（ＫＳＫ） 解読できない項目があるとき「1」をパンチ		
279	YF016			特定の基準所得金額の課税の特例対象	ー	ー		1	1		370	"1":特例適用条文に「措法41の19」の記載がある				2026
280	YF017			退職所得のある配偶者・親族の記載有	ー	○		1	1		371	"1":退職所得のある配偶者・親族の記載がある		（ＫＳＫ） 退職所得のある配偶者・親族の欄に何か記載がある場合、「1」をパンチ。		2026
281	YF018			予備	ー	ー		1	1		372					
282	YF019			予備	ー	ー		1	1		373					
283	KUJICHICDORG			自治体コード（課税区）パンチ入力用	ー	ー	UTF8	6	6		374	各政令区自治体コード				2023
284	H1KOJIN			配偶者住民番号	ー	ー	UTF8	15	15		375	前スペ右詰 マイナンバーから補完されます				
285	H1DATAC			配偶者氏名	○	○	UTF8	120	30		376	住民番号が無い場合これ以降を設定	全角カナでパンチ（もしカナ氏名に記載がなく、漢字氏名に記載がある場合一般的な読み方でカナ氏名をパンチ。） また、氏の記載がないものは納税義務者本人と同一の氏をパンチすること。 ※姓名間は全角スペース１文字分をパンチ。 不鮮明なら「ア」でよい			
286	H1DATAZ			配偶者続柄	ー	ー	UTF8	80	20		377					
287	H1DATAB			配偶者別居の住所	ー	ー	UTF8	400	100		378					
288	H1BIRTH			配偶者生年月日	○	○	UTF8	8	8		379	"0"+"9999999"元号7桁 （1:明治、2:大正、3:昭和、4:平成、5:令和）	"0"+"9999999"元号7桁 （1:明治、2:大正、3:昭和、4:平成、5:令和）			
				配偶者性別	ー	ー	UTF8	1	1	1	380	"1":男 "2":女				
				配偶者障害区分	ー	○	20	1	1	2	381	"1":普障 "2":特障 "3":同特		（ＫＳＫ） 障害者_障に〇があるとき「1」、特障に〇があるとき「2」をパンチ		
			× 1	配偶者転出情報区分	ー	○		1	1	3	382	"1":転出 "2":死亡 "5":住登外 "6":死亡による調整 "7":別居 "8":なし "9":転入 "A":消除 ~~"B":国外居住~~ ~~"C":国外年調~~		（ＫＳＫ） 住民税_別居に〇があるとき「7」をパンチ		
				控配・専従区分	ー	○		1	1	4	383	" ":控配 "1":営業(専従) "2":農業(専従) "3":不動産(専従) "4":山林(専従) "5":eTax(専従) "6":配特 "7":同配 "8":調整 ~~"9":定額減税~~		（ＫＳＫ） その他欄に「1」の記載ある場合、「8」をパンチ。判別不能の何かしらの記載ある場合も「8」をパンチ。 「1」以外の数字の場合は、パンチ不要。		

289	H1DATAF			配偶者国外区分	－	○		1	1	5	384	"1":国外 "2""3""4""5": 使用しません。 "C":国外年調 "D""E""F""G": 使用しません。		（ＫＳＫ） 国外居住_国外に○があるとき「1」をパンチ	
				退職所得抜きの合計所得（民税値）	－	－		7	7	6	385	住民税値（最大7桁です） 退職所得のある配偶者・親族の氏名が同じとき退職所得を除く所得金額をパンチ			
				退職所得抜きの合計所得の入力がある場合に"1"	－	－		1	1	13	386	上記該当の場合パンチ 0円の場合も該当する場合は"1"を入力してください。		退職あり配偶者等の入力はF8DATAへ	
				特例対象個人	－	－		1	1	14	387	"1":該当 （配偶者控除の対象にならないが、納税者が「特例対象個人」となる場合の要件の「配偶者」に該当する場合）	住宅_特個に○がある場合に相当します。		2025
				予備	－	－		1	1	15	388	廃止（旧：定額減税）			2026
				予備	－	－		2	2	16	389				2026
				予備	－	－		3	3	17	390				2026
290	H1SENQ			専給額	－	－	DOUBLE	8	10		391		専従者の入力はF6DATA以降へ	専従者の入力はF6DATA以降へ	
291	H1ZEIKEY			マイナンバー	○	○	OCTETS	16	12		392	12桁をそのままパンチ。内部暗号化保持します。	12桁をそのままパンチ。内部暗号化保持します。		
292	F1KOJIN			扶養者住民番号	－	－	UTF8	15	15		393	前スペ右詰	マイナンバーから補完されます		
293	F1DATAC			扶養者氏名	○	○	UTF8	120	30		394	住民番号が無い場合これ以降を設定	全角カナでパンチ（もしカナ氏名に記載がなく、漢字氏名に記載がある場合一般的な読み方でカナ氏名をパンチ。） また、氏の記載がないものは納税義務者本人と同一の氏をパンチすること。 ※姓名間は全角スペース１文字分をパンチ。 不鮮明なら「ア」でよい		
294	F1DATAZ			扶養者続柄	－	－	UTF8	80	20	15	395				
295	F1DATAB			扶養者別居の住所	－	－	UTF8	400	100		396				
296	F1BIRTH			扶養者生年月日	○	○	UTF8	8	8		397	"0"+"9999999"元号7桁 （1:明治、2:大正、3:昭和、4:平成、5:令和）	"0"+"9999999"元号7桁 （1:明治、2:大正、3:昭和、4:平成、5:令和）		
				扶養者性別	－	－	UTF8	1	1	1	398	"1":男 "2":女			
				扶養者障害区分	－	○	20	1	1	2	399	"1":普障 "2":特障 "3":同特		（ＫＳＫ） 障害者_障に○があるとき「1」、特障に○があるとき「2」をパンチ	
				扶養者転出情報区分	○	○		1	1	3	400	"1":転出 "2":死亡 "5":住登外 "6":死亡による調整 "7":別居 "8":なし "9":転入 "A":消除 ~~"B":国外居住~~ ~~"C":国外年調~~	（住申） 別居にチェックがあるとき「7」をパンチ	（ＫＳＫ） 住民税_別居に○があるとき、「7」をパンチ	
		× 12 ↓		扶養・専従区分	－	○		1	1	4	401	" ":扶養 "1":営業 "2":農業 "3":不動産 "4":山林 "5":eTax "8":調整 ~~"9":定額減税~~		（ＫＳＫ） その他欄に「1」の記載ある場合、「8」をパンチ。判別不能の何かしらの記載ある場合も「8」をパンチ。 「1」以外の数字の場合は、パンチ不要。	
297	F1DATAF			扶養・国外区分	－	○		1	1	5	402	"1":国外（16～29、70歳～） "2":留学生 "3":障害者 "4":送金 "5":他 "C":年調国外 "D":年調留学生 "E":年調障害者 "F":年調送金 "G":年調他		（ＫＳＫ） 国外居住欄に記載の数字をパンチ（１～５）	2023
				退職所得抜きの合計所得（民税値）	－	－		7	7	6	403	R5年分までは住民税で申告しない株配当等も除いた金額。 退職所得のある配偶者・親族の氏名が同じとき退職所得を除く所得金額をパンチ			2023
				退職所得抜きの合計所得の入力がある場合に"1"	－	－		1	1	13	404	上記該当の場合パンチ 0円の場合も該当する場合は"1"を入力してください。		退職あり配偶者等の入力はF8DATAへ	
				特例対象個人	－	－		1	1	14	405	"1":該当 （扶養控除の対象にならないが、納税者が「特例対象個人」となる場合の要件の「扶養親族」に該当する場合）	住宅_特個に○がある場合に相当します。		2025
				予備	－	－		1	1	15	406	廃止（旧：定額減税）			2026
				特定親族特別控除	－	－		2	2	16	407	XX万円で記載			2026
				予備	－	－		3	3	17	408				2026
298	F1SENQ			専給額	－	－	DOUBLE	8	10		409		専従者の入力はF6DATA以降へ	専従者の入力はF6DATA以降へ	
299	F1ZEIKEY			マイナンバー	○	○	OCTETS	16	12		410	12桁をそのままパンチ。内部暗号化保持します。	12桁をそのままパンチ。内部暗号化保持します。		
300	F2KOJIN			扶養者住民番号	－	－	UTF8	15	15		411	前スペ右詰	マイナンバーから補完されます		
301	F2DATAC			扶養者氏名	○	○	UTF8	120	30		412	住民番号が無い場合これ以降を設定	全角カナでパンチ（もしカナ氏名に記載がなく、漢字氏名に記載がある場合一般的な読み方でカナ氏名をパンチ。） また、氏の記載がないものは納税義務者本人と同一の氏をパンチすること。 ※姓名間は全角スペース１文字分をパンチ。 不鮮明なら「ア」でよい		
302	F2DATAZ			扶養者続柄	－	－	UTF8	80	20		413				
303	F2DATAB			扶養者別居の住所	－	－	UTF8	400	100		414				
304	F2BIRTH			扶養者生年月日	○	○	UTF8	8	8		415	"0"+"9999999"元号7桁 （1:明治、2:大正、3:昭和、4:平成、5:令和）	"0"+"9999999"元号7桁 （1:明治、2:大正、3:昭和、4:平成、5:令和）		
				扶養者性別	－	－	UTF8	1	1	1	416	"1":男 "2":女			

				扶養者障害区分	－	○	20	1	1	2	417	"1":普障 "2":特障 "3":同特		（ＫＳＫ） 障害者_障に○があるとき「1」、特障に○があるとき「2」をパンチ	
				扶養者転出情報区分	○	○		1	1	3	418	"1":転出 "2":死亡 "5":住登外 "6":死亡による調整 "7":別居 "8":なし "9":転入 "A":消除 ~~"B":国外居住~~ ~~"C":国外年調~~	（住申） 別居にチェックがあるとき「7」をパンチ	（ＫＳＫ） 住民税_別居に○があるとき、「7」をパンチ	
		× 12 ↓		扶養・専従区分	－	○		1	1	4	419	" ":扶養 "1":営業 "2":農業 "3":不動産 "4":山林 "5":eTax "8":調整 ~~"9":定額減税~~		（ＫＳＫ） その他欄に「1」の記載ある場合、「8」をパンチ。判別不能の何かしらの記載ある場合も「8」をパンチ。 「1」以外の数字の場合は、パンチ不要。	
305	F2DATAF			扶養・国外区分	－	○		1	1	5	420	"1":国外（16～29、70歳～） "2":留学生 "3":障害者 "4":送金 "5":他 "C":年調国外 "D":年調留学生 "E":年調障害者 "F":年調送金 "G":年調他		（ＫＳＫ） 国外居住欄に記載の数字をパンチ（１～５）	2023
				退職所得抜きの合計所得（民税値）	－	－		7	7	6	421	R5年分までは住民税で申告しない株配当等も除いた金額。 退職所得のある配偶者・親族の氏名が同じとき退職所得を除く所得金額をパンチ			2023
				退職所得抜きの合計所得の入力がある場合に"1"	－	－		1	1	13	422	上記該当の場合パンチ 0円の場合も該当する場合は"1"を入力してください。		退職あり配偶者等の入力はF8DATAへ	
				特例対象個人	－	－		1	1	14	423	"1":該当 （扶養控除の対象にならないが、納税者が「特例対象個人」となる場合の要件の「扶養親族」に該当する場合）	住宅_特個に○がある場合に相当します。		2025
				予備	－	－		1	1	15	424	廃止（旧：定額減税）			2026
				特定親族特別控除	－	－		2	2	16	425	XX万円で記載			2026
				予備	－	－		3	3	17	426				2026
306	F2SENQ			専給額	－	－	DOUBLE	8	10		427		専従者の入力はF6DATA以降へ	専従者の入力はF6DATA以降へ	
307	F2ZEIKEY			マイナンバー	○	○	OCTETS	16	12		428	12桁をそのままパンチ。内部暗号化保持します。	12桁をそのままパンチ。内部暗号化保持します。		
308	F3KOJIN			扶養者住民番号	－	－	UTF8	15	15		429	前スペ右詰	マイナンバーから補完されます		
309	F3DATAC			扶養者氏名	○	○	UTF8	120	30		430	住民番号が無い場合これ以降を設定	全角カナでパンチ（もしカナ氏名に記載がなく、漢字氏名に記載がある場合一般的な読み方でカナ氏名をパンチ。） また、氏の記載がないものは納税義務者本人と同一の氏をパンチすること。 ※姓名間は全角スペース１文字分をパンチ。 不鮮明なら「ア」でよい		
310	F3DATAZ			扶養者続柄	－	－	UTF8	80	20		431				
311	F3DATAB			扶養者別居の住所	－	－	UTF8	400	100		432				
312	F3BIRTH			扶養者生年月日	○	○	UTF8	8	8		433	"0"+"9999999"元号7桁 （1:明治、2:大正、3:昭和、4:平成、5:令和）	"0"+"9999999"元号7桁 （1:明治、2:大正、3:昭和、4:平成、5:令和）		
				扶養者性別	－	－	UTF8	1	1	1	434	"1":男 "2":女			
				扶養者障害区分	－	○	20	1	1	2	435	"1":普障 "2":特障 "3":同特		（ＫＳＫ） 障害者_障に○があるとき「1」、特障に○があるとき「2」をパンチ	
				扶養者転出情報区分	○	○		1	1	3	436	"1":転出 "2":死亡 "5":住登外 "6":死亡による調整 "7":別居 "8":なし "9":転入 "A":消除 ~~"B":国外居住~~ ~~"C":国外年調~~	（住申） 別居にチェックがあるとき「7」をパンチ	（ＫＳＫ） 住民税_別居に○があるとき、「7」をパンチ	
		× 12 ↓		扶養・専従区分	－	○		1	1	4	437	" ":扶養 "1":営業 "2":農業 "3":不動産 "4":山林 "5":eTax "8":調整 ~~"9":定額減税~~		（ＫＳＫ） その他欄に「1」の記載ある場合、「8」をパンチ。判別不能の何かしらの記載ある場合も「8」をパンチ。 「1」以外の数字の場合は、パンチ不要。	
313	F3DATAF			扶養・国外区分	－	○		1	1	5	438	"1":国外（16～29、70歳～） "2":留学生 "3":障害者 "4":送金 "5":他 "C":年調国外 "D":年調留学生 "E":年調障害者 "F":年調送金 "G":年調他		（ＫＳＫ） 国外居住欄に記載の数字をパンチ（１～５）	2023
				退職所得抜きの合計所得（民税値）	－	－		7	7	6	439	R5年分までは住民税で申告しない株配当等も除いた金額。 退職所得のある配偶者・親族の氏名が同じとき退職所得を除く所得金額をパンチ			2023
				退職所得抜きの合計所得の入力がある場合に"1"	－	－		1	1	13	440	上記該当の場合パンチ 0円の場合も該当する場合は"1"を入力してください。		退職あり配偶者等の入力はF9DATAへ	
				特例対象個人	－	－		1	1	14	441	"1":該当 （扶養控除の対象にならないが、納税者が「特例対象個人」となる場合の要件の「扶養親族」に該当する場合）	住宅_特個に○がある場合に相当します。		2025
				予備	－	－		1	1	15	442	廃止（旧：定額減税）			2026
				特定親族特別控除	－	－		2	2	16	443	XX万円で記載			2026
				予備	－	－		3	3	17	444				2026
314	F3SENQ			専給額	－	－	DOUBLE	8	10		445		専従者の入力はF6DATA以降へ	専従者の入力はF6DATA以降へ	
315	F3ZEIKEY			マイナンバー	○	○	OCTETS	16	12		446	12桁をそのままパンチ。内部暗号化保持します。	12桁をそのままパンチ。内部暗号化保持します。		
316	F4KOJIN			扶養者住民番号			UTF8	15	15		447	前スペ右詰	マイナンバーから補完されます		

317	F4DATAC			扶養者氏名	○	○	UTF8	120	30		448	住民番号が無い場合これ以降を設定	全角カナでパンチ（もしカナ氏名に記載がなく、漢字氏名に記載がある場合一般的な読み方でカナ氏名をパンチ。） また、氏の記載がないものは納税義務者本人と同一の氏をパンチすること。 ※姓名間は全角スペース１文字分をパンチ。 不鮮明なら「ア」でよい		
318	F4DATAZ			扶養者続柄	－	－	UTF8	80	20		449				
319	F4DATAB			扶養者別居の住所	－	－	UTF8	400	100		450				
320	F4BIRTH			扶養者生年月日	○	○	UTF8	8	8		451	"0"+"9999999"元号7桁 （1:明治、2:大正、3:昭和、4:平成、5:令和）	"0"+"9999999"元号7桁 （1:明治、2:大正、3:昭和、4:平成、5:令和）		
				扶養者性別	－	－	UTF8	1	1	1	452	"1":男 "2":女			
				扶養者障害区分	－	○	20	1	1	2	453	"1":普障 "2":特障 "3":同特		（ＫＳＫ）障害者_障に○があるとき「1」、特障に○があるとき「2」をパンチ	
				扶養者転出情報区分	○	○		1	1	3	454	"1":転出 "2":死亡 "5":住登外 "6":死亡による調整 "7":別居 "8":なし "9":転入 "A":消除 ~~"B":国外居住~~ ~~"C":国外年調~~	（住申） 別居にチェックがあるとき「7」をパンチ	（ＫＳＫ） 住民税_別居に○があるとき、「7」をパンチ	
		×12↓		扶養・専従区分	－	○		1	1	4	455	" ":扶養 "1":営業 "2":農業 "3":不動産 "4":山林 "5":eTax "8":調整 ~~"9":定額減税~~		（ＫＳＫ） その他欄に「1」の記載ある場合、「8」をパンチ。判別不能の何かしらの記載ある場合も「8」をパンチ。 「1」以外の数字の場合は、パンチ不要。	
321	F4DATAF			扶養・国外区分	－	○		1	1	5	456	"1":国外（16～29、70歳～） "2":留学生 "3":障害者 "4":送金 "5":他 "C":年調国外 "D":年調留学生 "E":年調障害者 "F":年調送金 "G":年調他		（ＫＳＫ） 国外居住欄に記載の数字をパンチ（１～５）	2023
				退職所得抜きの合計所得（民税値）	－	－		7	7	6	457	R5年分までは住民税で申告しない株配当等も除いた金額。 退職所得のある配偶者・親族の氏名が同じとき退職所得を除く所得金額をパンチ			2023
				退職所得抜きの合計所得の入力がある場合に"1"	－	－		1	1	13	458	上記該当の場合パンチ 0円の場合も該当する場合は"1"を入力してください。		退職あり配偶者等の入力はF8DATAへ	
				特例対象個人	－	－		1	1	14	459	"1":該当 （扶養控除の対象にならないが、納税者が「特例対象個人」となる場合の要件の「扶養親族」に該当する場合）	住宅_特個に○がある場合に相当します。		2025
				予備	－	－		1	1	15	460	廃止（旧：定額減税）			2026
				特定親族特別控除	－	－		2	2	16	461	XX万円で記載			2026
				予備	－	－		3	3	17	462				2026
322	F4SENQ			専給額	－	－	DOUBLE	8	10		463				
323	F4ZEIKEY			マイナンバー	○	○	OCTETS	16	12		464	12桁をそのままパンチ。内部暗号化保持します。	12桁をそのままパンチ。内部暗号化保持します。		
324	F5KOJIN			扶養者住民番号		－	UTF8	15	15		465	前スペ右詰	マイナンバーから補完されます		
325	F5DATAC			扶養者氏名	○	－	UTF8	120	30		466	住民番号が無い場合これ以降を設定	全角カナでパンチ（もしカナ氏名に記載がなく、漢字氏名に記載がある場合一般的な読み方でカナ氏名をパンチ。） また、氏の記載がないものは納税義務者本人と同一の氏をパンチすること。 ※姓名間は全角スペース１文字分をパンチ。 不鮮明なら「ア」でよい		
326	F5DATAZ			扶養者続柄	－	－	UTF8	80	20		467				
327	F5DATAB			扶養者別居の住所	－	－	UTF8	400	100		468				
328	F5BIRTH			扶養者生年月日	○	－	UTF8	8	8		469	"0"+"9999999"元号7桁	（住申） "0"+"9999999"元号7桁 （1:明治、2:大正、3:昭和、4:平成、5:令和）		
				扶養者性別	－	－	UTF8	1	1	1	470	"1":男 "2":女			
				扶養者障害区分	－	－	20	1	1	2	471	"1":普障 "2":特障 "3":同特			
				扶養者転出情報区分	○	－		1	1	3	472	"1":転出 "2":死亡 "5":住登外 "6":死亡による調整 "7":別居 "8":なし "9":転入 "A":消除 ~~"B":国外居住~~ ~~"C":国外年調~~	（住申） 別居にチェックがあるとき「7」をパンチ		
		×12↓		扶養・専従区分	－	－		1	1	4	473	" ":扶養 "1":営業 "2":農業 "3":不動産 "4":山林 "5":eTax "8":調整 ~~"9":定額減税~~			
329	F5DATAF			扶養・国外区分	－	－		1	1	5	474	"1":国外（16～29、70歳～） "2":留学生 "3":障害者 "4":送金 "5":他 "C":年調国外 "D":年調留学生 "E":年調障害者 "F":年調送金 "G":年調他			2023
				退職所得抜きの合計所得（民税値）	－	－		7	7	6	475	R5年分までは住民税で申告しない株配当等も除いた金額。			2023
				退職所得抜きの合計所得の入力がある場合に"1"	－	－		1	1	13	476	0円の場合も該当する場合は"1"を入力してください。			
				特例対象個人	－	－		1	1	14	477	"1":該当 （扶養控除の対象にならないが、納税者が「特例対象個人」となる場合の要件の「扶養親族」に該当する場合）	住宅_特個に○がある場合に相当します。		2025
				予備	－	－		1	1	15	478	廃止（旧：定額減税）			2026
				特定親族特別控除	－	－		2	2	16	479	XX万円で記載			2026
				予備	－	－		3	3	17	480				2026
330	F5SENQ			専給額	－	－	DOUBLE	8	10		481				
331	F5ZEIKEY			マイナンバー	○	－	OCTETS	16	12		482	12桁をそのままパンチ。内部暗号化保持します。	12桁をそのままパンチ。内部暗号化保持します。		
332	F6KOJIN			扶養者住民番号	－	－	UTF8	15	15		483	前スペ右詰	マイナンバーから補完されます		

333	F6DATAC			扶養者氏名	○	○	UTF8	120	30		484	Ｆ６は事業専従者専用エリアとする。 住民番号が無い場合これ以降を設定	事業専従者の氏名を全角カナでパンチ（もしカナ氏名に記載がなく、漢字氏名に記載がある場合一般的な読み方でカナ氏名をパンチ。） また、氏の記載がないものは納税義務者本人と同一の氏をパンチすること。 ※姓名間は全角スペース１文字分をパンチ。 不鮮明なら「ア」でよい		
334	F6DATAZ			扶養者続柄	－	－	UTF8	80	20		485				
335	F6DATAB			扶養者別居の住所	－	－	UTF8	400	100		486				
336	F6BIRTH			扶養者生年月日	○	○	UTF8	8	8		487	"0"+"9999999"元号7桁 1:明治、2:大正、3:昭和、4:平成、5:令和	事業専従者の生年月日をパンチ。 "0"+"9999999"元号7桁 1:明治、2:大正、3:昭和、4:平成、5:令和		
337	F6DATAF		×12↓	扶養者性別	－	－	UTF8	1	1	1	488	"1":男 "2":女			
				扶養者障害区分	－	－	20	1	1	2	489	"1":普障 "2":特障 "3":同特			
				扶養者転出情報区分	－	－		1	1	3	490	"1":転出 "2":死亡 "5":住登外 "6":死亡による調整 "7":別居 "8":なし "9":転入 "A":消除 ~~"B":国外居住~~ ~~"C":国外年調~~			
				扶養・専従区分	○	○		1	1	4	491	" ":扶養 "1":営業 "2":農業 "3":不動産 "4":山林 "5":eTax "8":調整 ~~"9":定額減税~~	No.333 F6DATACに入力ある場合、「1」をパンチ		
				扶養・国外区分	－	－		1	1	5	492	"1":国外（16～29、70歳～） "2":留学生 "3":障害者 "4":送金 "5":他 "C":年調国外 "D":年調留学生 "E":年調障害者 "F":年調送金 "G":年調他	"B":国外(過年度互換用に維持) 扶養特定時に要件チェックしませんので別途チェッカーにてチェック願います。 "C":年調のみ○がついている場合はこちらになります。 "D"～"G"についてはe-Tax用です。KSKに関しては"1"～"5"または"C"で記載してください。		2023
				退職所得抜きの合計所得（民税値）	－	－		7	7	6	493	R5年分までは住民税で申告しない株配当等も除いた金額。			2023
				退職所得抜きの合計所得の入力がある場合に"1"	－	－		1	1	13	494	0円の場合も該当する場合は"1"を入力してください。			
				特例対象個人	－	－		1	1	14	495	"1":該当 （扶養控除の対象にならないが、納税者が「特例対象個人」となる場合の要件の「扶養親族」に該当する場合）			2025
				予備	－	－		1	1	15	496	廃止（旧：定額減税）			2026
				特定親族特別控除	－	－		2	2	16	497	XX万円で記載			2026
				予備	－	－		3	3	17	498				2026
338	F6SENQ			専給額	○	○	DOUBLE	8	10		499		No.333 F6DATACに入力ある場合、専従者給与（控除）額をパンチ（金額記載ない場合は「0」パンチ）		
339	F6ZEIKEY			マイナンバー	○	○	OCTETS	16	12		500	12桁をそのままパンチ。内部暗号化保持します。	事業専従者の個人番号をパンチ		
340	F7KOJIN			扶養者住民番号	－	－	UTF8	15	15		501	前スペ右詰	マイナンバーから補完されます		
341	F7DATAC			扶養者氏名	○	○	UTF8	120	30		502	Ｆ７は事業専従者専用エリアとする。 住民番号が無い場合これ以降を設定	事業専従者の氏名を全角カナでパンチ（もしカナ氏名に記載がなく、漢字氏名に記載がある場合一般的な読み方でカナ氏名をパンチ。） また、氏の記載がないものは納税義務者本人と同一の氏をパンチすること。 ※姓名間は全角スペース１文字分をパンチ。 不鮮明なら「ア」でよい		
342	F7DATAZ			扶養者続柄	－	－	UTF8	80	20		503				
343	F7DATAB			扶養者別居の住所	－	－	UTF8	400	100		504				
344	F7BIRTH			扶養者生年月日	○	○	UTF8	8	8		505	"0"+"9999999"元号7桁 1:明治、2:大正、3:昭和、4:平成、5:令和	事業専従者の生年月日をパンチ。 "0"+"9999999"元号7桁 1:明治、2:大正、3:昭和、4:平成、5:令和		
345	F7DATAF		×12↓	扶養者性別	－	－	UTF8	1	1	1	506	"1":男 "2":女			
				扶養者障害区分	－	－	20	1	1	2	507	"1":普障 "2":特障 "3":同特			
				扶養者転出情報区分	－	－		1	1	3	508	"1":転出 "2":死亡 "5":住登外 "6":死亡による調整 "7":別居 "8":なし "9":転入 "A":消除 ~~"B":国外居住~~ ~~"C":国外年調~~			
				扶養・専従区分	○	○		1	1	4	509	" ":扶養 "1":営業 "2":農業 "3":不動産 "4":山林 "5":eTax "8":調整 ~~"9":定額減税~~	No.341 F7DATACに入力ある場合、「1」をパンチ		
				扶養・国外区分	－	－		1	1	5	510	"1":国外（16～29、70歳～） "2":留学生 "3":障害者 "4":送金 "5":他 "C":年調国外 "D":年調留学生 "E":年調障害者 "F":年調送金 "G":年調他	"B":国外(過年度互換用に維持) 扶養特定時に要件チェックしませんので別途チェッカーにてチェック願います。 "C":年調のみ○がついている場合はこちらになります。 "D"～"G"についてはe-Tax用です。KSKに関しては"1"～"5"または"C"で記載してください。		2023
				退職所得抜きの合計所得（民税値）	－	－		7	7	6	511	R5年分までは住民税で申告しない株配当等も除いた金額。			2023
				退職所得抜きの合計所得の入力がある場合に"1"	－	－		1	1	13	512	0円の場合も該当する場合は"1"を入力してください。			
				特例対象個人	－	－		1	1	14	513	"1":該当 （扶養控除の対象にならないが、納税者が「特例対象個人」となる場合の要件の「扶養親族」に該当する場合）			2025

			予備	ー	ー		1	1	15	514	廃止（旧：定額減税）			2026
			特定親族特別控除	ー	ー		2	2	16	515	XX万円で記載			2026
			予備	ー	ー		3	3	17	516				2026
346	F7SENQ		専給額	O	O	DOUBLE	8	10		517		No.341 F7DATACに入力ある場合、専従者給与（控除）額をパンチ（金額記載ない場合は「0」パンチ）		
347	F7ZEIKEY		マイナンバー	O	O	OCTETS	16	12		518	12桁をそのままパンチ。内部暗号化保持します。	事業専従者の個人番号をパンチ		
348	F8KOJIN		扶養者住民番号	ー	ー	UTF8	15	15		519	前スペ右詰	マイナンバーから補完されます		
349	F8DATAC		扶養者氏名	O	ー	**UTF8**	**120**	**30**		520	Ｆ８は事業専従者専用エリアとする。 住民番号が無い場合これ以降を設定	（住申） 事業専従者の氏名を全角カナでパンチ（もしカナ氏名に記載がなく、漢字氏名に記載がある場合一般的な読み方でカナ氏名をパンチ。） また、氏の記載がないものは納税義務者本人と同一の氏をパンチすること。 ※姓名間は全角スペース１文字分をパンチ。 不鮮明なら「ア」でよい		
350	F8DATAZ		扶養者続柄	ー	ー	**UTF8**	**80**	**20**		521				
351	F8DATAB		扶養者別居の住所	ー	ー	**UTF8**	**400**	**100**		522				
352	F8BIRTH		扶養者生年月日	O	ー	UTF8	8	8		523	"0"+"9999999"元号7桁	（住申） 事業専従者の生年月日をパンチ。 "0"+"9999999"元号7桁 1:明治、2:大正、3:昭和、4:平成、5:令和		
353	F8DATAF	×12↓	扶養者性別	ー	ー	UTF8	1	1	1	524	"1":男 "2":女			
			扶養者障害区分	ー	ー	20	1	1	2	525	"1":普障 "2":特障 "3":同特			
			扶養者転出情報区分	ー	ー		1	1	3	526	"1":転出 "2":死亡 "5":住登外 "6":死亡による調整 "7":別居 "8":なし "9":転入 "A":消除 ~~"B":国外居住~~ ~~"C":国外年調~~			
			扶養・専従区分	O	ー		1	1	4	527	" ":扶養 "1":営業 "2":農業 "3":不動産 "4":山林 "5":eTax "8":調整 ~~"9":定額減税~~	（住申） No.349 F8DATACに入力ある場合、 「1」をパンチ		
			扶養・国外区分	ー	ー		1	1	5	528	"1":国外（16～29、70歳～） "2":留学生 "3":障害者 "4":送金 "5":他 "C":年調国外 "D":年調留学生 "E":年調障害者 "F":年調送金 "G":年調他	"B":国外(過年度互換用に維持) 扶養特定時に要件チェックしませんので別途チェッカーにてチェック願います。 "C":年調のみ○がついている場合はこちらになります。 "D"～"G"についてはe-Tax用です。KSKに関しては"1"～"5"または"C"で記載してください。		2023
			退職所得抜きの合計所得（民税値）	ー	ー		7	7	6	529	R5年分までは住民税で申告しない株配当等も除いた金額。			2023
			退職所得抜きの合計所得の入力がある場合に"1"	ー	ー		1	1	13	530	0円の場合も該当する場合は"1"を入力してください。			
			特例対象個人	ー	ー		1	1	14	531	"1":該当 （扶養控除の対象にならないが、納税者が「特例対象個人」となる場合の要件の「扶養親族」に該当する場合）			2025
			予備	ー	ー		1	1	15	532	廃止（旧：定額減税）			2026
			特定親族特別控除	ー	ー		2	2	16	533	XX万円で記載			2026
			予備	ー	ー		3	3	17	534				2026
354	F8SENQ		専給額	O	ー	DOUBLE	8	10		535		（住申） No.349 F8DATACに入力ある場合、専従者給与（控除）額をパンチ（金額記載ない場合は「0」パンチ）		
355	F8ZEIKEY		マイナンバー	O	ー	OCTETS	16	12		536	12桁をそのままパンチ。内部暗号化保持します。	（住申） 事業専従者の個人番号をパンチ		
356	F9KOJIN		扶養者住民番号	ー	ー	UTF8	15	15		537	前スペ右詰	マイナンバーから補完されます		
357	F9DATAC		扶養者氏名	ー	O	UTF8	120	30		538	Ｆ９は「退職所得のある配偶者・親族」専用エリアとする。 住民番号が無い場合これ以降を設定		（ＫＳＫ） 「退職所得のある配偶者・親族の氏名」欄に記載されている場合、当該氏名を全角カナでパンチ。 （もしカナ氏名に記載がなく、漢字氏名に記載がある場合一般的な読み方でカナ氏名をパンチ。） また、氏の記載がないものは納税義務者本人と同一の氏をパンチすること。 ※姓名間は全角スペース１文字分をパンチ。 不鮮明なら「ア」でよい	
358	F9DATAZ		扶養者続柄	ー	ー	UTF8	80	20		539				
359	F9DATAB		扶養者別居の住所	ー	ー	UTF8	400	100		540				
360	F9BIRTH		扶養者生年月日	ー	O	UTF8	8	8		541	"0"+"9999999"元号7桁		（ＫＳＫ） 退職所得のある配偶者・親族の生年月日をパンチ。 "0"+"9999999"元号7桁 1:明治、2:大正、3:昭和、4:平成、5:令和	
361	F9DATAF	×12↓	扶養者性別	ー	ー	UTF8	1	1	1	542	"1":男 "2":女			
			扶養者障害区分	ー	O	20	1	1	2	543	"1":普障 "2":特障 "3":同特		（ＫＳＫ） 「退職所得のある配偶者・親族」欄と同じ並びにある「障害者_障」に○があるとき「1」、特障に○があるとき「2」をパンチ	
			扶養者転出情報区分	ー	ー		1	1	3	544	"1":転出 "2":死亡 "5":住登外 "6":死亡による調整 "7":別居 "8":なし "9":転入 "A":消除 ~~"B":国外居住~~ ~~"C":国外年調~~			
			扶養・専従区分	ー	O		1	1	4	545	" ":扶養 "1":営業 "2":農業 "3":不動産 "4":山林 "5":eTax "8":調整 ~~"9":定額減税~~		（ＫＳＫ） 「退職所得のある配偶者・親族」欄と同じ並びにある「その他_調整」に○があるとき「8」をパンチ	
			扶養・国外区分	ー	ー		1	1	5	546	"1":国外（16～29、70歳～） "2":留学生 "3":障害者 "4":送金 "5":他 "C":年調国外 "D":年調留学生 "E":年調障害者 "F":年調送金 "G":年調他	"B":国外(過年度互換用に維持) 扶養特定時に要件チェックしませんので別途チェッカーにてチェック願います。 "C":年調のみ○がついている場合はこちらになります。 "D"～"G"についてはe-Tax用です。KSKに関しては"1"～"5"または"C"で記載してください。		2023

				退職所得抜きの合計所得（民税値）	－	○		7	7	6	547	R5年分までは住民税で申告しない株配当等も除いた金額。		（ＫＳＫ） 「退職所得を除く所得金額」をパンチ。	2023
				退職所得抜きの合計所得の入力がある場合に"1"	－	○		1	1	13	548	0円の場合も該当する場合は"1"を入力してください。		（ＫＳＫ） No.357 F9DATACに何かパンチした場合、又は「退職所得を除く所得金額」欄に何か金額の記載ある場合、「1」をパンチ。	
				特例対象個人	－	－		1	1	14	549	"1":該当 （扶養控除の対象にならないが、納税者が「特例対象個人」となる場合の要件の「扶養親族」に該当する場合）	第二表親族等明細の住宅_特個に○がある場合に相当します。		2025
				予備	－	－		1	1	15	550	廃止（旧：定額減税）			2026
				特定親族特別控除	－	－		2	2	16	551	XX万円で記載			2026
				予備	－	－		3	3	17	552				2026
362	F9SENQ			専給額	－	－	DOUBLE	8	10		553				
363	F9ZEIKEY			マイナンバー	－	○	OCTETS	16	12		554	12桁をそのままパンチ。内部暗号化保持します。		（ＫＳＫ） 退職所得のある配偶者・親族の個人番号をパンチ	
364	F10KOJIN			扶養者住民番号	－	－	UTF8	15	15		555	前スペ右詰	マイナンバーから補完されます		
365	F10DATAC			扶養者氏名	－	－	UTF8	120	30		556	住民番号が無い場合これ以降を設定			
366	F10DATAZ			扶養者続柄	－	－	UTF8	80	20		557				
367	F10DATAB			扶養者別居の住所	－	－	UTF8	400	100		558				
368	F10BIRTH			扶養者生年月日	－	－	UTF8	8	8		559	"0"+"9999999"元号7桁			
				扶養者性別	－	－	UTF8	1	1	1	560	"1":男 "2":女			
				扶養者障害区分	－	－	20	1	1	2	561	"1":普障 "2":特障 "3":同特			
				扶養者転出情報区分	－	－		1	1	3	562	"1":転出 "2":死亡 "5":住登外 "6":死亡による調整 "7":別居 "8":なし "9":転入 "A":消除 ~~"B":国外居住~~ ~~"C":国外年調~~			
				扶養・専従区分	－	－		1	1	4	563	" ":扶養 "1":営業 "2":農業 "3":不動産 "4":山林 "5":eTax "8":調整 ~~"9":定額減税~~			
369	F10DATAF	× 12 ↓		扶養・国外区分	－	－		1	1	5	564	"1":国外（16～29、70歳～） "2":留学生 "3":障害者 "4":送金 "5":他 "C":年調国外 "D":年調留学生 "E":年調障害者 "F":年調送金 "G":年調他	"B":国外(過年度互換用に維持) 扶養特定時に要件チェックしませんので別途チェッカーにてチェック願います。 "C":年調のみ○がついている場合はこちらになります。 "D"～"G"についてはe-Tax用です。KSKに関しては"1"～"5"または"C"で記載してください。		2023
				退職所得抜きの合計所得（民税値）	－	－		7	7	6	565	R5年分までは住民税で申告しない株配当等も除いた金額。			2023
				退職所得抜きの合計所得の入力がある場合に"1"	－	－		1	1	13	566	0円の場合も該当する場合は"1"を入力してください。			
				特例対象個人	－	－		1	1	14	567	"1":該当 （扶養控除の対象にならないが、納税者が「特例対象個人」となる場合の要件の「扶養親族」に該当する場合）	第二表親族等明細の住宅_特個に○がある場合に相当します。		2025
				予備	－	－		1	1	15	568	廃止（旧：定額減税）			2026
				特定親族特別控除	－	－		2	2	16	569	XX万円で記載			2026
				予備	－	－		3	3	17	570				2026
370	F10SENQ			専給額	－	－	DOUBLE	8	10		571				
371	F10ZEIKEY			マイナンバー	－	－	OCTETS	16	12		572	12桁をそのままパンチ。内部暗号化保持します。			
372	F11KOJIN			扶養者住民番号	－	－	UTF8	15	15		573	前スペ右詰	マイナンバーから補完されます		
373	F11DATAC			扶養者氏名	－	－	UTF8	120	30		574	住民番号が無い場合これ以降を設定			
374	F11DATAZ			扶養者続柄	－	－	UTF8	80	20		575				
375	F11DATAB			扶養者別居の住所	－	－	UTF8	400	100		576				
376	F11BIRTH			扶養者生年月日	－	－	UTF8	8	8		577	"0"+"9999999"元号7桁			
				扶養者性別	－	－	UTF8	1	1	1	578	"1":男 "2":女			
				扶養者障害区分	－	－	20	1	1	2	579	"1":普障 "2":特障 "3":同特			
				扶養者転出情報区分	－	－		1	1	3	580	"1":転出 "2":死亡 "5":住登外 "6":死亡による調整 "7":別居 "8":なし "9":転入 "A":消除 ~~"B":国外居住~~ ~~"C":国外年調~~			
				扶養・専従区分	－	－		1	1	4	581	" ":扶養 "1":営業 "2":農業 "3":不動産 "4":山林 "5":eTax "8":調整 ~~"9":定額減税~~			
377	F11DATAF	× 12 ↓		扶養・国外区分	－	－		1	1	5	582	"1":国外（16～29、70歳～） "2":留学生 "3":障害者 "4":送金 "5":他 "C":年調国外 "D":年調留学生 "E":年調障害者 "F":年調送金 "G":年調他	"B":国外(過年度互換用に維持) 扶養特定時に要件チェックしませんので別途チェッカーにてチェック願います。 "C":年調のみ○がついている場合はこちらになります。 "D"～"G"についてはe-Tax用です。KSKに関しては"1"～"5"または"C"で記載してください。		2023
				退職所得抜きの合計所得（民税値）	－	－		7	7	6	583	R5年分までは住民税で申告しない株配当等も除いた金額。			2023
				退職所得抜きの合計所得の入力がある場合に"1"	－	－		1	1	13	584	0円の場合も該当する場合は"1"を入力してください。			
				特例対象個人	－	－		1	1	14	585	"1":該当 （扶養控除の対象にならないが、納税者が「特例対象個人」となる場合の要件の「扶養親族」に該当する場合）	第二表親族等明細の住宅_特個に○がある場合に相当します。		2025
				予備	－	－		1	1	15	586	廃止（旧：定額減税）			2026
				特定親族特別控除	－	－		2	2	16	587	XX万円で記載			2026
				予備	－	－		3	3	17	588				2026
378	F11SENQ			専給額	－	－	DOUBLE	8	10		589				
379	F11ZEIKEY			マイナンバー	－	－	OCTETS	16	12		590	12桁をそのままパンチ。内部暗号化保持します。			
380	F12KOJIN			扶養者住民番号	－	－	UTF8	15	15		591	前スペ右詰	マイナンバーから補完されます		
381	F12DATAC			扶養者氏名	－	－	UTF8	120	30		592	住民番号が無い場合これ以降を設定			
382	F12DATAZ			扶養者続柄	－	－	UTF8	80	20		593				
383	F12DATAB			扶養者別居の住所	－	－	UTF8	400	100		594				
384	F12BIRTH			扶養者生年月日	－	－	UTF8	8	8		595	"0"+"9999999"元号7桁			
				扶養者性別	－	－	UTF8	1	1	1	596	"1":男 "2":女			
				扶養者障害区分	－	－	20	1	1	2	597	"1":普障 "2":特障 "3":同特			
				扶養者転出情報区分	－	－		1	1	3	598	"1":転出 "2":死亡 "5":住登外 "6":死亡による調整 "7":別居 "8":なし "9":転入 "A":消除 ~~"B":国外居住~~ ~~"C":国外年調~~			
385	F12DATAF	× 12 ↓		扶養・専従区分	－	－		1	1	4	599	" ":扶養 "1":営業 "2":農業 "3":不動産 "4":山林 "5":eTax "8":調整 ~~"9":定額減税~~			

				扶養・国外区分	ー	ー		1	1	5	600	"1":国外（16～29、70歳～） "2":留学生 "3":障害者 "4":送金 "5":他 "C":年調国外 "D":年調留学生 "E":年調障害者 "F":年調送金 "G":年調他	"B":国外(過年度互換用に維持) 扶養特定時に要件チェックしませんので別途チェッカーにてチェック願います。 "C":年調のみ〇がついている場合はこちらになります。 "D"～"G"についてはe-Tax用です。KSKに関しては"1"～"5"または"C"で記載してください。		2023
				退職所得抜きの合計所得（民税値）	ー	ー		7	7	6	601	R5年分までは住民税で申告しない株配当等も除いた金額。			2023
				退職所得抜きの合計所得の入力がある場合に"1"	ー	ー		1	1	13	602	0円の場合も該当する場合は"1"を入力してください。			
				特例対象個人	ー	ー		1	1	14	603	"1":該当 （扶養控除の対象にならないが、納税者が「特例対象個人」となる場合の要件の「扶養親族」に該当する場合）	第二表親族等明細の住宅_特個に〇がある場合に相当します。		2025
				予備	ー	ー		1	1	15	604	廃止（旧：定額減税）			2026
				特定親族特別控除	ー	ー		2	2	16	605	XX万円で記載			2026
				予備	ー	ー		3	3	17	606				2026
386	F12SENQ			専給額	ー	ー	DOUBLE	8	10		607				
387	F12ZEIKEY			マイナンバー	ー	ー	OCTETS	16	12		608	12桁をそのままパンチ。内部暗号化保持します。			

２表のみパンチの時も、分離３表は、全表パンチ
同様に１レコードに結合して下さい。

分離条文の記載方法について

分離条文は8桁で構成されます。

項目数	内容
1	' ':無し、'1':措法、'2':所法、'3':震災
2	条文２桁
2	次２桁
1	の次１桁
1	項１桁
1	号１桁

メインに転送される分離条文一覧

				転送				
				短期	長期			
条文	特例	金額	e-Tax抽出	一般軽減	一般	特定	軽課	
措法33の4	収用の特例	5000万	○	○	○	×	○	
措法34	特定土地区画整理事業	2000万	○	○	○	×	○	
措法34の2	特定住宅造成事業	1500万	○	○	○	×	○	
措法34の3	農地保有の合理化	800万	○	○	○	×	○ ※1	※1：メインではグレーアウトされているがチェックが付く
措法35	居住用財産	3000万	○	○	○	×	○	
措法35条3項	遺贈・相続による居住用財産	3000万	○	△	△	×	△	△：措法35として転送されます
措法35の2	特定の土地等の譲渡	1000万	○	△	○	×	○	△：措法35として転送されます
措法35の3	低未利用地の譲渡	100万	○	△	○	×	△	△：措法35として転送されます
所法64条の1	譲渡代金貸倒れ	－	○	×	×	×	×	
所法64条の2	保証債務履行	－	○	×	×	×	×	
措法41の5	居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除	－	○	×	×	×	×	

○住合算時のOPTについて

以下のように設定したときには、控除⑱チェックが入ります。
MaruJQyoSeihoJisinThrough = False
MaruJQyoShahoThrough = False
MaruJQyoJintekiThrough = False
住申では控除合計がパンチされない事が多いため、
控除⑱チェック機能をスキップしています。
人的控除未記載の申告書還りに適用する場合には、
人的控除被せフラグの助けが必要です。
YF013をONにした場合には、控除合計を住民税値として扱います。
控除合計⑱チェック機能はスキップされます。
よって給報のスルーは、控除記載無しの時は強制的に発動します。
2020版で住申も確申と同じ給報スルーのルールが適用出来るオプションが
追加されています。

市民税・県民税申告書（住民税申告書）表面

KID01

NENDO 分　市民税・県民税申告書

HOZON =「４」(住申)をパンチ

⑨

和歌山市　長宛　令和　年　月　日提出

１月１日の住所	
現住所	
フリガナ	KANA
氏名	
個人番号	ZEIKEY
生年月日	BIRTH　昭・平・令　年　月　日生

代理人	
氏名	続柄（　）
電話番号	
職業	
世帯主及び続柄	
整理番号	KOJIN

FDATA[47]

3　所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬ 社会保険料控除	源泉徴収票記載分	円
	国民健康保険料	円
	介護保険料	円
	後期高齢者医療保険料	円
	（　）	円
⑭ 小規模企業共済等掛金控除　掛金等支払額		円
⑮ 生命保険料控除	新生命保険料の計 MJ114 円	旧生命保険料の計 MJ118 円
	新個人年金保険料の計 MJ115 円	旧個人年金保険料の計 MJ119 円
	介護医療保険料の計 MJ113 円	
⑯ 地震保険料控除	地震保険料の計 MJ121 円	旧長期損害保険料の計 MJ122 円

⑰～⑲ 寡婦・ひとり親・勤労学生控除
⑰ □ 寡婦控除（・死別 ・離婚 FDATA[24]）
⑱ □ ひとり親控除 FDATA[25]
⑲ □ 勤労学生控除（学校名）FDATA[28]

⑳ 障害者控除
1 氏名　身体・療育 精神・他　障害の程度　級度
個人番号　□ 特別　□ 他
2 氏名　身体・療育 精神・他　障害の程度　級度
個人番号　□ 特別　□ 他

㉑～㉒ 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者
配偶者 フリガナ H1DATAC　生年月日 H1BIRTH
氏名　配偶者の合計所得金額 MJ130
個人番号 H1ZEIKEY　□ FDATA[23]（対象配偶者を除く）

㉓～㉔ 扶養控除・特定親族特別控除

1	氏名 FxDATAC	続柄	生年月日 FxBIRTH	同居・別居 FxDATAF[3]
	個人番号 FxZEIKEY	特定親族特別控除	万円 ※	
2	氏名 FxDATAC	続柄	生年月日 FxBIRTH	同居・別居 FxDATAF[3]
	個人番号 FxZEIKEY	特定親族特別控除	万円 ※	
3	氏名 FxDATAC	続柄	生年月日 FxBIRTH	同居・別居 FxDATAF[3]
	個人番号 FxZEIKEY	特定親族特別控除	万円 ※	
4	氏名 FxDATAC	続柄	生年月日 FxBIRTH	同居・別居 FxDATAF[3]
	個人番号 FxZEIKEY	特定親族特別控除	万円 ※	
5	氏名 FxDATAC	続柄	生年月日 FxBIRTH	同居・別居 FxDATAF[3]
	個人番号 FxZEIKEY	特定親族特別控除	万円 ※	

別居している扶養親族等がいる方は、裏面「14」に、その方の氏名、住所、個人番号を記入してください。

㉗ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	損害金額 円	保険金などで補てんされる金額 円	差引損失額のうち災害関連支出の金額 円
㉘ 医療費控除	支払った医療費 円	保険金などで補てんされる金額 円	

1 収入金額等	事業	営業等 ア
		農業 イ
	不動産	ウ
	利子	エ
	配当	オ
	給与	カ MJ007
	雑	公的年金等 キ MJ008
		業務 ク
		その他 ケ
	総合譲渡	短期 コ MJ051
		長期 サ MJ052
	一時	シ MJ046
2 所得金額	事業	営業等 ① MJ035
		農業 ② MJ036
	不動産	③ MJ038
	利子	④ MJ039
	配当	⑤ MJ040
	給与	⑥
	雑	公的年金等 ⑦
		業務 ⑧ MJ071
		その他 ⑨ MJ043
	合計（⑦～⑨）	⑩
	総合譲渡・一時	⑪
	合計	⑫
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬ MJ109
	小規模企業共済等掛金控除	⑭ MJ116
	生命保険料控除	⑮
	地震保険料控除	⑯
	寡婦、ひとり親控除	⑰～⑱ 人数記載から計算します
	勤労学生、障害者控除	⑲～⑳
	配偶者（特別）控除	㉑～㉒
	扶養控除	㉓ 人数記載から計算します
	特定親族特別控除	㉔
	基礎控除	㉕
	⑬から㉕までの計	㉖
	雑損控除	㉗ MJ102
	医療費控除 区分	㉘ MJ106
	合計	㉙

FDATA[46]

セルフメディケーション税制を選択する場合は、「医療費控除」の区分に「１」と記入してください。

※備考欄

※証明書発行
令和　年　月　日
□発行済　□発行予定

※事務処理欄　本人確認書類　□マイナンバーカード　□運転免許証　□健康保険証　□その他（　）

控配	老配	一般	特定	老人	扶養親族 同老	扶養親族 他	調整	本人障害 普通	本人障害 特別	専従者 配専	専従者 他専	調査
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	

補記シート

裏面にも記入欄があります。該当する方はご記入ください。

市民税・県民税申告書（住民税申告書）裏面

5 給与の内訳 （源泉徴収していない事業所から受けた給与収入）

月	日給	勤務日数	月収
1	円	日	円
2	円	日	円
3	円	日	円
4	円	日	円
5	円	日	円
6	円	日	円
7	円	日	円
8	円	日	円
9	円	日	円
10	円	日	円
11	円	日	円
12	円	日	円
賞与等			円
合計			円

勤務先	
所在地	
名称	
電話番号	

6 事業・不動産所得に関する事項（帳簿あり・帳簿なし）

所得の種類	所得の生ずる場所（支払者の名称）	収入金額	必要経費	その他控除	所得金額
		円	円	円	円
		円	円	円	円
		円	円	円	円
		円	円	円	円
		円	円	円	円

7 配当所得に関する事項

配当所得の種類	所得の生ずる場所（支払者の名称）	支払確定年月	収入金額	必要経費	所得金額
		・	円	円	円
		・	円	円	円
		・	円	円	円

8 雑所得（公的年金等以外）に関する事項

種目	所得の生ずる場所（支払者の名称）	収入金額	必要経費	所得金額
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円

9 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

		収入金額	必要経費	差引金額（収入金額－必要経費）	特別控除額	所得金額（差引金額－特別控除額）	
総合譲渡	短期	円	円	MJ044 円	円	A	円
	長期	円	円	MJ045 円	円	B	円
一時		円	円	MJ048 円	円	C MJ046	円
						D MJ047	円

右上のAの金額を表面のコに、Bの金額を表面のサに、Cの金額を表面のシに記入してください。
右のDの金額を表面の⑪の所得金額欄へ記入してください。

合計（A＋{(B＋C)×1/2}）

10 事業専従者に関する事項

個人番号	F6ZEIKEY			従事月数		
フリガナ	F6DATAC	続柄	生年月日 明・大・昭・平・令 F6BIRTH	専従者給与（控除）額	F6SENQ	円
氏名						
個人番号	F7ZEIKEY			従事月数		
フリガナ	F7DATAC	続柄	生年月日 明・大・昭・平・令 F7BIRTH	専従者給与（控除）額	F7SENQ	円
氏名						
所得税における青色申告の承認の有無	承認あり・承認なし			専従者給与合計額	MJ147	円

11 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

配当割額控除額	MJ193	円
株式等譲渡所得割額控除額	MJ194	円

12 寄附金に関する事項

都道府県・市区町村分（特例控除対象）		MJ140	円
和歌山県共同募金会、日赤和歌山県支部、都道府県・市区町村分（特例控除対象以外）		MJ126	円
条例指定分	和歌山県	MJ139	円
	和歌山市	MJ138	円

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。

13 所得金額調整控除に関する事項

個人番号					
フリガナ		続柄	生年月日 明・大・昭・平・令 ・ ・	特別障害者に該当する場合	級・度
氏名					
別居の場合の住所					

14 別居の控除対象配偶者・扶養親族・事業専従者に関する事項

フリガナ		個人番号
氏名		
住所		
フリガナ		個人番号
氏名		
住所		

15 住宅借入金等特別控除に関する事項

区分	居住開始年月日	住宅借入金等特別控除可能額
	NKYOJYUBIU	9438 MJ157 円

16 給与・公的年金等に係る所得以外の所得に係る市民税・県民税・森林環境税の納税方法

□ 給与から差引き（特 Chosyu □ 自分で納付（普通徴収）

備考欄

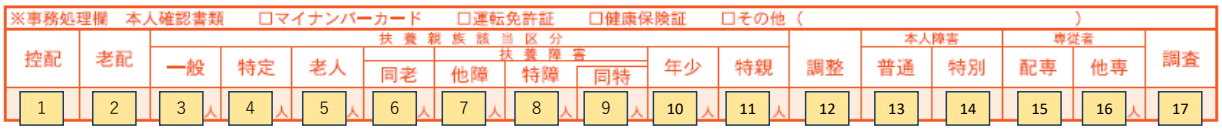
廃止

月 日 予定

課税 証明発行 済

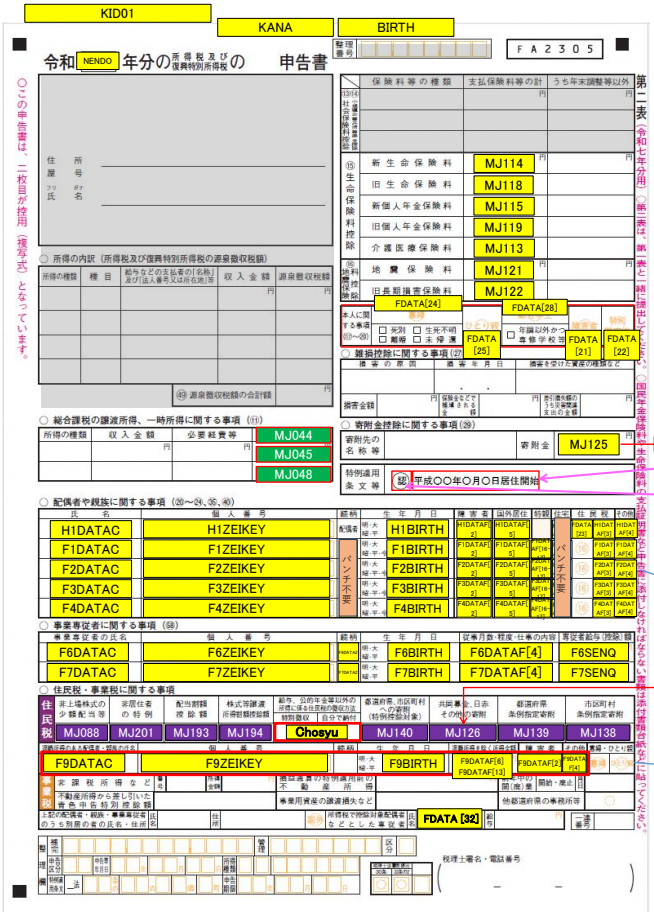
FDATA [41]

市民税・県民税申告書（住民税申告書）補記シート



No.	前年No.	名称	項目番号（「〇住パンチ」シートM列）	項目名	補記内容	説明
1		FDATA[1]	264	控配	"1"	該当の場合"1"
2		FDATA[2]	265	老配	"1"	該当の場合"1"
3		FDATA[3]	266	一般	n	人数を記載
4		FDATA[5]	267	特定	n	人数を記載
5		FDATA[7]	268	老人	n	人数を記載
6		FDATA[9]	269	同老	n	人数を記載
7		FDATA[11]	270	他障	n	人数を記載
8		FDATA[13]	271	特障	n	人数を記載
9		FDATA[15]	272	同特	n	人数を記載
10		FDATA[17]	273	年少	n	人数を記載
11		MJ110	153	特親	n	人数を記載
12		FDATA[19]	274	調整	n	人数を記載。23歳未満等で、控除対象ではない特障を含みます。
13		FDATA[21]	276	本人他障	"1"	該当の場合"1"
14		FDATA[22]	277	本人特障	"1"	該当の場合"1"
15		MJ148	191	配専	"1"	該当の場合"1"
16		MJ149	192	他専	n	人数を記載
17		YF015	369	調査	"1"	該当の場合"1"

確定申告書案を基に作成しています。変更される可能性があります。



続柄	生年月日	障害者	国外居住	特親	住宅	住民税		その他
配偶者	明・大 昭・平 H1BIRTH	H1DATAF[2]	H1DATAF[5]	パンチ不要	パンチ不要	FDATA [23]	H1DAT AF[3]	H1DAT AF[4]
パンチ不要	明・大 昭・平・令 F1BIRTH	F1DATAF[2]	F1DATAF[5]			16	F1DAT AF[3]	F1DAT AF[4]
	明・大 昭・平・令 F2BIRTH	F2DATAF[2]	F2DATAF[5]			16	F2DAT AF[3]	F2DAT AF[4]
	明・大 昭・平・令 F3BIRTH	F3DATAF[2]	F3DATAF[5]			16	F3DAT AF[3]	F3DAT AF[4]
	明・大 昭・平・令 F4BIRTH	F4DATAF[2]	F4DATAF[5]			16	F4DAT AF[3]	F4DAT AF[4]

続柄	生年月日	退職所得を除く所得金額	障害者	その他	寡婦・ひとり親
	明・大 昭・平 F9BIRTH	F9DATAF[6] F9DATAF[13]	F9DATAF[2]	F9DATA F[4]	寡婦 ひとり親

業務委託契約書

和歌山市（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）は、市・県民税データパンチ等業務について、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（委託業務）

第１条　甲は市・県民税データパンチ等業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（契約期間）

第２条　この契約の期間は、契約締結日から令和９年１２月３１日までとする。

（委託業務の処理方法）

第３条　乙は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を処理しなければならない。

（委託金）

第４条　委託金の額は、１件当たり　　円（消費税及び地方消費税に相当する金額を含まない。）に処理件数を乗じて得た金額の１００分の１１０（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

（委託金の支払）

第５条　乙は、処理すべき委託業務について第１３条の規定による確認を受けた後、甲に対して委託金の支払を請求するものとする。

２　委託金の請求は、１月分から３月分、４月分から１２月分として２回に分けて請求するものとする。

３　甲は、第１項の支払請求を受けたときは、その日から３０日以内に委託金を乙に支払わなければならない。

４　甲の責めに帰すべき事由により前項の規定による委託金の支払いが遅れた場合は、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、当該遅延に係る支払期限の翌日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（その額が１００円未満であるとき、又はその額に１００円未満の端数があるときは、その全額又はその端数金額を切り捨てる。）の遅延損害金の支払を甲に請求することができる。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第６条　乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第７条　乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の処理においてあらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（委託業務の調査等）

第８条　甲は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して委託業務の処理に関して必要な指示を与えることができる。

（業務内容の変更等）

第９条　甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止すること

ができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

２　甲は、前項の場合において、乙が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

（成果品の納期の延長）

第１０条　乙は、その責めに帰することができない理由その他の正当な理由により、甲の指定する日（納期）までに成果品を納入することができないときは、甲に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面により成果品の納期の延長を求めることができる。この場合において、延長日数は、甲乙協議して書面により定めるものとする。

（損害の負担）

第１１条　委託業務の処理に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この条項において同じ。）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

２　甲は、委託業務の処理に関して発生した事故により乙の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

（履行遅延に係る損害等）

第１２条　甲は、乙の責めに帰すべき理由により納期までに成果品を納入することができない場合において、納期後相当の期間内に納入する見込みのあるときは、乙から損害金を徴収して納期を延長することができる。

２　前項の損害金の額は、第４条に規定する１件当たりの金額に納入されていない成果品の件数を乗じた額につき、遅延日数に応じ、年３パーセントの割合で計算した金額とする。

（確認及び引渡し）

第１３条　乙は、委託業務を履行したときは、遅滞なくその旨を甲が定める方式により甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

２　乙は、前項の確認の結果補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、補正後その旨を甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

３　乙は、甲の確認が終了したときは、遅滞なく、成果品を甲に引き渡すものとする。

（甲の解除権）

第１４条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

（１）その責めに帰すべき理由により契約期間中委託業務を継続して処理できる見込みがないと明らかに認められるとき。

（２）正当な理由がないのに委託業務に着手すべき時期を過ぎても委託業務に着手しないとき。

（３）第２０条第１項に規定する個人情報取扱特記事項を遵守していないと認められるとき。

（４）第２１条第１項に規定する和歌山市情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）を遵守していないと認められるとき。

（５）前各号に掲げる場合のほか、契約に違反し、契約を誠実に処理する意思がないと認められるとき。

（６）第１６条第１項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

２　前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。賠償額は甲乙協議して定めるものとする。

３　甲は、第１項の規定により契約を解除した場合は、委託業務の既に処理された部分について、確認の上、その部分に相応する委託金を乙に支払わなければならない。

４　第１項の規定により契約が解除されたときは、乙は委託金額の１００分の１０に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。

（甲による契約の解除）

第１５条　甲は、契約期間中、前条第１項に規定する場合のほか必要があるときは、乙に対して１か月前までに通知をして契約を解除することができる。

２　第９条第２項及び前条第３項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

（談合等不正行為に係る甲の解除）

第１６条　乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

（１）公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第４９条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。

（２）公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第６２条第１項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第６３条第２項の規定により取り消された場合を含む。）。

（３）公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。）を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

（４）排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

（５）乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６若しくは第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号の規定による刑が確定したとき。

２　乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の１０分の２に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。

３　甲は、第１項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（乙による契約の解除）

第１７条　乙は、次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

（１）第９条第１項の規定により委託業務の内容を変更したため委託金額が３分の２以上減少したとき。

（２）第９条第１項の規定による委託業務の一時中止期間が契約期間の１０分の５を超えたとき。

２　第１４条第３項の規定は、前項の規定により契約を解除された場合に準用する。

（賠償金等の徴収）

第１８条　甲は、乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲が乙に支払うべき委託金と相殺し、なお不足のあるときは乙に追徴する。

（秘密の保持等）

第１９条　乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を漏らしてはならない。

２　乙は、委託業務の処理過程において作成した記録等を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（個人情報取扱特記事項の遵守）

第２０条　乙は、委託業務の履行に当たっては、別記の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

２　甲は、乙が前項の規定に違反して個人情報の取り扱いをしていると認めたときは、乙の名称、事業所又は事業所の所在地及び代表者並びに当該違反事実の公表をすることができるものとする。

（ポリシーの遵守）

第２１条　乙は、委託業務の履行に当たり、ポリシーを遵守しなければならない。

２　乙は、この契約による事務を履行するに当たり、ポリシーで規定する重要情報資産（以下「情報資産」という。）を取り扱う際には、当該情報が個人情報に該当しない場合においても、個人情報と見なして前条第１項に規定する別記の個人情報取扱特記事項を遵守すること。

３　甲は、乙が前項の規定に違反して情報資産の取扱いをしていると認めたときは、前条第２項の規定を準用する。

（紛争の解決）

第２２条　この契約に関し訴訟等が生じたときは、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

（暴力団等排除に係る解除）

第２３条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（１）乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ　暴力団関係者（暴力団ではないが暴対法第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

（２）乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

（３）乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

（４）乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持

運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

（５）乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（６）乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

（７）乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

２　甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

３　甲は、第１項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（補則）

第２４条　この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書２通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ１通を保持する。

令和　　年　　月　　日

甲　　和歌山市七番丁２３番地
和歌山市
和歌山市長　　尾﨑　太郎

乙

別記

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１　この契約により、和歌山市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（従事者等の明確化）

第２　乙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

（適正な管理）

第３　乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。

（２）個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。

（３）その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

（教育の義務）

第４　乙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

（秘密の保持）

第５　乙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（受託目的以外の利用等の禁止）

第６　乙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

（複写又は複製の禁止）

第７　乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

（持ち出しの禁止）

第８　乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出してはならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しするときは、甲の承認を得た上で、

書面に記録するものとする。

（再委託の禁止）

第９　乙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りではない。その際は、乙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させなければならない。

２　前項の規定は、再委託者が乙の子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第１項第３号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

（資料等の返還又は廃棄）

第１０　乙は、個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

なお、甲の指示により、個人情報が記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

（報告又は資料の提出）

第１１　甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求めること及び乙の作業場所への立入調査ができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

（事故発生時の報告義務）

第１２　乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（１）直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。

（２）当該事故の原因を分析すること。

（３）甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。

（４）甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

（漏えい等が発生した場合の責任）

第１３　乙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙の名称、所在地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。